

第二結集記事における『摩訶僧祇律』の特殊性 —なぜ十事が現れないのか—

佐々木 閑

I. 研究目的

シャカムニ時代の仏教の状況を記録した確実な歴史資料というものは存在しない。したがって、この時代の歴史を知るためには、教団内部で伝えられてきた伝説的情報を利用するしかない。その代表的なものが、律蔵毘度部中に伝持されてきた「第一結集」および「第二結集」の記事である⁽¹⁾。

言うまでもなく第一結集は、仏滅直後に大迦葉が中心となって開催された仏語の編纂会議であり、第二結集は、そのおよそ百年後、仏教比丘たちの中に起こった律の規則をめぐる対立を解消するために開催された会議である⁽²⁾。これら二つの話は、仏滅直後の仏教世界の様子を語

(1) 第一結集に関する一次資料：パーリ律 (Mahāvihāra's Vinaya Piṭaka) Cullavagga XI (Vin II, 284-293); 『四分律』 T 1428 966a15-968c17; 『五分律』 T 1421 190b13-192a25; 『摩訶僧祇律』 T 1425 489c25-493a18 (末尾に師資相承のリストが付されている); 『十誦律』 T 1435 445c10-450a26; 『根本説一切有部毘奈耶雜事』 T 1451 382b29-411c3; 『毘尼母經』 T 1463 817b26-819b1; Dīpavaṃsa (Dīp 4.1-4.26, pp. 30-32; 5.1-5.15, pp. 34-35); Mahāvāṃsa (Mhv 3.1-3.42, pp. 16-20); Samantapāsādikā (Sp I, 4-32); 『撰集三藏及雜藏傳』 T 2026 1a1-14a26; 『菩薩從兜術天降神母胎說廣普經』 T 384 1057b27-1058b24; 『迦葉結經』 T 2027 4b1-7a17; 『佛般泥洹經』 T 5; 『般泥洹經』 T 6; 『分別功德論』 T 1507 31c27-32b13, 40c21-41a5; 『菩薩處胎經』 T 384 1057b27-1058b24; 『大智度論』 T 1509 67a7-70a5; 『大悲經』 T 380 971b10-972a12. なお、「根本有部律」の場合、阿含「涅槃經」に相当するブツダの最後の旅から始まって、第一結集の様子が語られ、さらに続けて、大迦彌波および阿難陀の涅槃の様子、奢彌迦・鄒波笈多・地底迦(有媿)・黒色(訖里瑟拏)・善見(蘇跋里舍那)と続く師資相承、日中(末田地那)によるカシュミール国の開教といった記述が続き、そのまま第二結集記事へとつながっていく。「根本有部律」は他の律と違って、第一結集記事と第二結集記事を、スムーズに繋がる一本の歴史として語るのである。『根本説一切有部毘奈耶雜事』において、実際にこの第一結集・第二結集記事が語られるのは、T 1451 402c20 からである。チベット訳はデルゲ版 Da 301a2.

第二結集に関する一次資料：パーリ律 (Mahāvihāra's Vinaya Piṭaka) Cullavagga XII (Vin II, 294-308); 『四分律』 T 1428 968c18-971c2; 『五分律』 T 1421 192a26-194b20; 『摩訶僧祇律』 T 1425 493a25-493c11; 『十誦律』 T 1435 450a27-456b8; 『根本説一切有部毘奈耶雜事』 T 1451 411c4-414b11; 『毘尼母經』 T 1463 819b1-819c18; Dīpavaṃsa (Dīp 4.44-4.53, pp. 33-34; 5.16-5.38, pp. 35-36); Mahāvāṃsa (Mhv 4.1-5.4, pp. 100-113); Samantapāsādikā (Sp I, 33-37).

(2) 第二結集の年代に関しては、律蔵間に食い違いがみられる。パーリ律、『四分律』、『五分律』では皆、「仏滅後100年」とするのに対し、『十誦律』は「仏滅後111年」、『根本説一切有部毘奈耶雜事』は「仏滅後110年」とする。これら五本に関しては相違はたかだか10年くらいであり、「仏滅後およそ100年に第二結集が起こった」

る唯一の伝説であり、歴史的信憑性には疑問があるものの、ともかく古代仏教を歴史的に概観するための必須の情報源として、広く利用されてきた。

第一結集、第二結集を扱う研究者にとって一番の関心事は、本当にそういった出来事があったのかという、歴史的事実性の真偽の問題であるが、それについては多数の先行する研究者たちの努力にも関わらず、いまだ確定的なことはなにも分かっていない。これは文字通り、「今後の課題」である。

二つの結集記事のうち、第二結集記事は、それが根本分裂という、インド仏教史上最も重要な事件の一つと結びつく可能性があるということで、歴史的に大いに注目されてきた⁽³⁾。律蔵の中の第二結集記事は根本分裂について一切言及しないが、『島史』を始めとしたパーリ語史書が、「第二結集が原因となって根本分裂が起こった」と語っていることにより、第二結集が直接の原因になって仏教は上座部と大衆部に分裂したと考える研究者も多い⁽⁴⁾。たとえ第二結集と根本分裂の直接関係を認めないにしても、仏教部派の成立と第二結集事件がなんらかの関係があった、という暗黙の前提が学界では広く承認されているようである。しかし、少なくとも律蔵の中に含まれる第二結集事件は、部派の成立とは全く関連づけられていないのであるから、「第二結集と仏教部派の成立にはなんの関係もない」という可能性もかなり高いのである。最近では第二結集と部派分裂の無関係性を主張する研究者も増えてきている⁽⁵⁾。

ともかく、第一結集、第二結集が実際にあった歴史的事件であるかどうかは全く未確定であるし、第二結集が仏教の部派分裂に関係していたかどうかとも判然としないのである。

そしてさらに、これらの問題とは別にもう一つ、重大問題が存在している。それが本稿で扱う、「第二結集記事における『摩訶僧祇律』の特殊性」である。それがどのようなものであるのか、少し詳しく説明しよう。

現在、我々の手には六本の広律、すなわち「波羅提木叉・経分別と、犍度部の両方を完備した完全形の律蔵」が伝わってきている⁽⁶⁾。一般に用いられている名称で言うなら、1) パーリ律 (Mahāvihāra's Vinaya Piṭaka), 2) 『四分律』, 3) 『五分律』, 4) 『十誦律』, 5) 「根本説一切有部律」, 6) 『摩訶僧祇律』である⁽⁷⁾。これら六本の広律にはすべて、第一結集と第二結集の話が

という言い方でくることが出来る。しかし『摩訶僧祇律』は、第二結集の開催時期を明示せず、しかも暗示的な言い方で、それが仏滅・第一結集のすぐ後に起こったかのような言い方をする。それがなにを意味するのかについては、本文中で考察する。

⁽³⁾ Hofinger 1946; Demieville 1951; Bareau 1955; Frauwallner 1956; Lamotte 1958; Hirakawa 1960; Kanakura 1962; Satō 1963; Nattier & Prebish 1977; Tsukamoto 1980; Katayama 1990; Sasaki 1991; Skilton 1994; Lee 1998.

⁽⁴⁾ たとえば Dīpavaṃsa (『島史』) によれば、根本分裂が起こった経過は次のように表されている (Dīp 5.16-5.38)。仏滅後 100 年の時、ヴェーサーリーの一万二千人のヴァッジ族の比丘たちが集まって十事を宣言した。彼らをやっつけるため、ヤサを初めとしたブッダの声聞一万二千人が集まってきた。彼らはアソーカ (例の有名なアショーカ王とは別人と言われているがはっきりしたことは分からない) を味方につけ、十事を破り、彼ら悪人、すなわちヴァッジ族の比丘たちを追い出した。そして自説を清めるために七百人の阿羅漢を選んで法の結集をおこなった。追い出されたヴァッジ族の悪比丘達は自分たちの味方を見つけてきて、その結果、一万人の非法を説く者達が集まって、「大合誦」と呼ばれる、別個の法の結集を行った。彼らは本来の説を勝手に変更し破壊した。これが最初の分派である。

⁽⁵⁾ たとえば Nattier & Prebish 1977 や Lee 1998.

⁽⁶⁾ 律蔵の資料論的研究としては Hirakawa 1960 が最も重要である。しかしその後の 50 年で新たな発見も相次いでおり、律蔵研究の領域は急速に拡大している。平川の研究以降に発見された律蔵一次資料に関しては、Yuyama 1979; Yamagiwa 2003 が有用である。

⁽⁷⁾ このほかに、第一結集、第二結集に言及する律文献として『毘尼母経』がある (T 1463 817b26-819c18)。内容はパーリ律や『四分律』などと同系統なので、これらのグループに含めて扱うこととする。

入っている⁽⁸⁾。そしてそのうちの第一結集の記事に関しては、幾分の相違点はあるにしても、六本の広律すべてがほぼ同じストーリーを語る。仏滅後、大迦葉を中心にして五百人の阿羅漢が集合し、優波離が律蔵を、阿難が経蔵を皆の前で口誦したものを皆で記憶し、仏語を守ったというものである。律によっては、他に攝頌 (uddāna) や論 (mātrkā) が結集されたとするものもあるが、そういった後代の付加と思われる部分を除けば、すべての律蔵がほぼ同じ内容になっているのである⁽⁹⁾。

しかし第二結集の記事に関しては状況が異なる。第二結集に関しては、『摩訶僧祇律』の記述だけがきわめて特異な状況を示しているのである。『摩訶僧祇律』以外の五本の広律における第二結集のストーリーはほぼ一致している。毘舍離 (Vaiśālī) の比丘たちが、律に背く十種の違法行為を行っていたため、これを批判する比丘たちとの間に諍事 (adhikaraṇa) が起こり、その問題に決着をつけるために七百人の比丘からなる会議が招集された、というものである⁽¹⁰⁾。

会議の結果として、十事はことごとく違法と認定され、以後、そういった行為は禁じられることになった。会議開催までのいきさつについては、律蔵毎に違いも多いが、話の枠組みは共通している⁽¹¹⁾。

これに対して『摩訶僧祇律』だけは内容が根本的に異なる。『摩訶僧祇律』は十事に言及しないのである。『摩訶僧祇律』によれば、第二結集で議題とされたのは十事のうちの第十番目、「金銀受納」という行為だけである。毘舍離の比丘たちが在家者たちから金銀（おそらくは貨幣の意味）を布施として受け取り、それを皆で分配していたことが原因となって仏教世界に諍事が起こり、「金銀受納」の是非をめぐって会議が招集され、その結果として新たな律蔵が編集され、「金銀受納」も禁じられることになった、という内容である。

『摩訶僧祇律』だけが、十事のうちの九事に触れず、「金銀受納」にのみ言及するという事実は、研究者に様々な状況を推測させてきた。多くの研究者は、こういった状況が、『摩訶僧祇律』を律蔵として用いていた部派、すなわち大衆部の教団的特性を表していると考えた。大衆部は、他の部派に比べて律の規制が緩かったので、金銀受納以外の九事は認めていたと考えたのである。このアイデアはさらに、「大衆部は革新的な部派であった」という主張につながり、さらにここへ、「第二結集事件は、なんらかのかたちで部派の分裂に関係しているであろう」という、パーリ語史書を根拠とする暗黙の前提が重ねられることにより、この十事の問題における『摩訶僧祇律』とそれ以外の律の記述の違いこそが部派分裂の原因であったという説へと展

⁽⁸⁾ 注(1)を見よ。

⁽⁹⁾ 『根本説一切有部毘奈耶雜事』では第一結集の時に uddāna や mātrkā までもが編集されたという (T 1451 406a18, 408b2)。また、他の律と違って、第一結集記事と第二結集記事の間に様々な歴史のエピソードを挟み込むことで、二つの結集事件をスムーズに繋いでいる。「根本有部律」が現在のようなかたちに編集されたのはかなり後代のことと思われるが、これらの事実も、その想定を裏付けている。

⁽¹⁰⁾ その七百人がどういった比丘たちであったかという点で、律蔵間に相違が現れている。パーリ律、『十誦律』では、「阿羅漢も含む 700 人」であるが、全員が阿羅漢であるとは言わない。『四分律』『五分律』では「700 人全員が阿羅漢であった」とする。『根本説一切有部毘奈耶雜事』は、「700 人がすべて阿羅漢であり」、しかも「全員が阿難の弟子であった」と言う。そして『摩訶僧祇律』では、そこに集まった 700 人は、「凡夫から阿羅漢まで」あらゆる種類の比丘が混ざっていたと明記する。

⁽¹¹⁾ 十事はすべて違法として退けられるのであるが、そのうちの「常法淨 (ācinnakappo) だけは扱いが違っている。これは、「和尚・阿闍梨の習慣に従うことは適法である」あるいは「在家時代の慣習を出家したあとも続けることは適法である」という主張だが、これに対して各律では「この主張の一部は合法だが、一部は違法だ」と解釈するのである。ただし、最終的に十事全体をまとめて処理する段階では、全面的に違法として否定される。なお、「根本有部律」には、十事の中に、この項目が含まれていない。

開していくのである⁽¹²⁾。

しかしその一方、『摩訶僧祇律』の第二結集記事が言及しない九つの行為が、本当に大衆部内で許されていたかどうかを、『摩訶僧祇律』内の諸規定と照らし合わせることで精査した研究によれば、他の律同様、『摩訶僧祇律』においても、それら九つの行為は禁じられているという結果が出た⁽¹³⁾。したがってこの研究結果を承認するなら、『摩訶僧祇律』の第二結集記事が九つの行為に言及しない理由として、大衆部の寛容性を挙げることには合理的根拠がないということになる。

こういった資料間の複雑な相違点と、「パーリ語の歴史書が第二結集と根本分裂を関連させて語る」という事実が組み合わさることで、様々な推測が生まれるのだが、それを妥当性のある仮説にまで高めるための合理的な説明は提示されないままである。この、なぜ『摩訶僧祇律』の第二結集記事だけが特殊なのか、という問題は、最初期のインド仏教の歴史を考えるうえで避けて通れぬ重大問題であるにもかかわらず、仏教学の世界で問題提起がなされて以来、およそ70年がたった今も、明快な説明は提示されていないのである。

本稿の目的は、約70年間未解決のままであったこの問題に解答を与え、さらにはその解答が持つ、仏教史上の重要性を指摘することにある。この小論が、仏教史に新たな展開をもたらす一助となることを願っている。

II. パーリ律が語る第二結集

考察を始めるにあたって、第二結集記事の内容を紹介しておこう。はじめに、パーリ律の第二結集記事の内容を簡略に紹介する。これによって、『摩訶僧祇律』以外の5本の広律の第二結集記事のおおまかなストーリーも理解できるであろう。その後、『摩訶僧祇律』の第二結集記事を紹介し、両者を比較することで考察を進めていく⁽¹⁴⁾。

- (1) 世尊が涅槃に入って百年たった時、ヴェーサーリー (Vesālī) のヴァッジプッタカの比丘たち (Vajjiputtakā bhikkhū) が、十事を提示した (dīpenti)⁽¹⁵⁾。
 - 1) 「角塩浄」、2) 「二本指浄」、3) 「近村落浄」、4) 「住處浄」、5) 「後聴可浄」、6) 「常法浄」、7) 「不凝固浄」、8) 「飲ジャローギ浄」、9) 「縁なし座布団浄」、10) 「金銀浄」(これら十事の具体的内容は、後ろの項目 14 で示す)
- (2) その時、ヤサ・カーカダカプッタ (Yasa Kākaṇḍakaputta) という比丘がヴェーサーリーにやって来て大林の重閣堂 (Kūṭāgārasālā) に滞在していた。地元のヴェーサーリーのヴァッジプッタカ比丘たちは布薩の日に、銅鉢に水を満たしたものを置き、やって来た優婆塞たちに「ここにサンガへのお金を布施してください。それで用具を賄います」と告げた。これを聞いたヤサは優婆塞たちに「そんなことをしてはいけません。仏教沙門はマニ、黄金、金銀を受け取らないのです」と言ったが、優婆塞達は(通常どおりに)お金を

⁽¹²⁾ この問題に関する学説の展開については、Hirakawa 1960; Kanakura 1962; Satō 1963; Nattier & Prebish 1977 が詳しく語っている。Frauwallner に対する批判や, Bareaux & Lamotte の説の優劣などが、それぞれの研究者の立場から厳密に語られており読みごたえがある。

⁽¹³⁾ Nattier & Prebish 1977, 242-245.

⁽¹⁴⁾ Vin II, 294-308.

⁽¹⁵⁾ 事件の起こった時期に関する資料間の異同については注 (2)。

与えた。

- (3) 翌日、ヴェーサーリーのヴァッジブッタカ比丘たちはもらったお金を皆で分配し、ヤサにも分け前を与えようとしたが、ヤサはこれを拒否した。怒ったヴェーサーリーのヴァッジブッタカ比丘たちは「ヤサの行為は優婆塞たちを誹謗するものだ。ヤサに下意羯磨 (paṭisāraṇiyakamma) を与えよう」と言って、ヤサに下意羯磨をおこなった⁽⁶⁾。
- (4) ヤサは「下意羯磨には、付き添い役の比丘が同伴することになっています。それを付けて下さい」と要求した。そこでヴェーサーリーのヴァッジブッタカ比丘たちは一人の比丘を確認役に任命した。ヤサはその比丘とともにヴェーサーリーの町に行った。本来ならば下意羯磨を与えられた比丘は、在家の人々の前で自分の過ちを謝罪しなければならないのだが、ヤサは逆に、ヴェーサーリーの優婆塞たちに自分の正当性を説明した。ヤサの言葉を聞いたヴェーサーリーの優婆塞たちは彼を信頼し、「ヤサさんだけが本当の仏教沙門だ。他の比丘たちは仏教沙門ではありません。ヤサさんはどうぞヴェーサーリーにいて下さい。私たちはヤサさんに資具を供養します」と言った。この事を付き添い役の比丘から聞いたヴェーサーリーのヴァッジブッタカ比丘たちは怒って、ヤサに拳罪羯磨 (ukkhepaniyakamma, ukkhepaniyakamma) を為そうとして集まる。するとヤサは空中に飛び上がってコーサンビーへと去った⁽⁷⁾。
- (5) コーサンビーへ行ったヤサは、そこからパーテーイヤ (Pātheyya)、アヴァンティの南地方 (Avantidakkhiṇāpatha) の比丘たちに使いを送り、「この諍事 (adhikaraṇa) を処理しましょう。法と律が衰えないよう集まってください」と檄を飛ばした。一方、ヤサ自身はアホーガンガ山 (Ahogaṅga) にいたサンブータ・サーナヴァーシー (Sambhūta Sānavāsī) 比丘のところに行く。そしてサンブータ・サーナヴァーシー比丘に、これまでの事情を話す。サンブータ・サーナヴァーシーは、十事を諍事として取り上げ、法と律が衰えないように問題視することに賛意を表した⁽⁸⁾。
- (6) やがてパーテーイヤからは、全員がアランヤ住で乞食者で糞掃衣者で三衣者で阿羅漢である六十人の比丘がアホーガンガ山にやって来た。アヴァンティの南地方からは、一分がアランヤ住、一分が乞食者、一分が糞掃衣者、一分が三衣者、そして全員が阿羅漢である八十八人の比丘がアホーガンガ山にやって来た。彼らは、「この諍事で有利に立つには、誰を

⁽⁶⁾ 下意羯磨：比丘が在家者 (gīhi) に失礼なことをした時、その在家者に謝罪するよう命ずる羯磨。謝罪しないうちは、様々なサンガ内の権利を剥奪される。在家者のところへ謝罪に行く際は、正しく謝罪させるために、付き添いの比丘が同伴することになっている。詳細は Cullavagga の羯磨健度 (Kammakkhandhaka) を見よ (Vin II, 15-21)。Upasak 1975, 131-132。

⁽⁷⁾ 拳罪羯磨：誤った行動をとる比丘に科せられる懲罰羯磨の一種。具体的にいうと、1) 自分の犯した罪を認めない比丘、2) 自分の犯した罪を謝罪しない比丘、3) 誤った見解に固執し、それを放棄しない比丘の三種の比丘に科せられる懲罰のための羯磨。この羯磨を与えられた比丘は、サンガ内の種々の権利が剥奪される (Vin II, 21-28)。Upasak 1975, 37-38。

⁽⁸⁾ ここにおいて、十事が諍事、すなわち「滅諍法 (アディカラナサマタ法) によって鎮められるべき、正式な諍い事」として扱われることになる。律蔵における諍事概念は、過去において平川、佐藤、Nolot などの研究が示してきたような単純で一貫したものではなく、そこには少なくとも三段階の時代的変遷がみられる (Hirakawa 1953; Satō 1963, 329-409; Nolot 1996, 92-115)。その変遷過程を辿ることで、律蔵そのものの成立過程を明らかにすることもできる。本稿は、私がそうした諍事の歴史的研究を継続するなかで、副次的産物として生まれたものである。第二結集記事と諍事がどう関連づけられるかは、別稿において論じるつもりである。諍事 (アディカラナ) に関してこれまでに発表してきた私自身の研究は以下のとおり。Sasaki 2007; Sasaki 2008; Sasaki 2009a; Sasaki 2010; Sasaki 2011; Sasaki 2012; Sasaki 2013a; Sasaki 2013b; Sasaki 2014; Sasaki 2015。

味方にしたらよいか」と相談し、ソーレイヤ (Soreyya) に住むすぐれた比丘のレーヴァタ (Revata) を味方にしようと考えた。これを天眼の神通力で知ったレーヴァタは、「面倒なことになるのはいやだ」と考え、ソーレイヤからサンカッサ (Saṃkassa) へと移動する。長老たちはレーヴァタに会いにソーレイヤにやって来るが、会うことができず、サンカッサへと向かった。(以下、レーヴァタは次々に移動し、長老たちはその後を追った)。移動行程はソーレイヤ→サンカッサ→カンナクッジャ (Kaṇṇakujja) →ウドウンバラ (Udumbara) →アッガラプラ (Aggaḷapura) →サハジャーティ (Sahajāti)。そしてついにサハジャーティでレーヴァタに会った。

- (7) その時ヤサは、サンブータ・サーナヴァーシー比丘の指示でレーヴァタに会いに行き、十事の一々について、その是非を質問した。これに対しレーヴァタは第6番目の項目以外はすべて違法で、第6番目の「和尚・阿闍梨の習慣(常法)に従うことは適法(浄)である」という項目だけは、一部適法、一部違法と判断した。そして、「法と律が衰えることのないよう、十事を諍事として処理しよう」というヤサの提案に賛成した。
- (8) ヤサがこの問題を諍事として取り上げようとしていることを知ったヴェーサーリーのヴァッジブツカカ比丘たちは、「誰を味方につければ勝てるだろう」と考え、「多聞で聡明なレーヴァタを味方にすれば勝てるに違いない」と考え、[プレゼントとして]多くの資具を準備し、船に乗って流れを遡り、サハジャーティへと向かった⁽¹⁹⁾。
- (9) (突然場面が変わる) その時、具寿サールハ (Sālha) は、「パーチーナカの比丘たち (Pācīnakā bhikkhū: ここではヴァッジブツカカ側の比丘たちを指す) とパーチーイヤの比丘たち (Pāṭheyā bhikkhū: ヤサ側の比丘たちを指す) のどちらが如法説者(正しい)か」と考え、「パーチーイヤの比丘たちの方が正しい」と判断した。そこに一人の浄居天神 (suddhāvāsakāyikā devatā) が現れ、彼の判断を保証した。サールハは自分が正しいという確信を得たが、「私がこの諍事において[断事委員会のメンバーに]選任されるまでは見解を表明することは控えよう」と考えた⁽²⁰⁾。
- (10) ヴェーサーリーのヴァッジブツカカ比丘たちは、レーヴァタのところに行き、プレゼントを渡そうとするがレーヴァタは「私は十分持っている」と言って、これを拒絶した。その時、レーヴァタの付き人で法臘二十歳のウッタラ (Uttara) という比丘がいた。ヴェーサーリーのヴァッジブツカカ比丘たちは彼に近づいて無理に一衣を受け取らせ、それと引き替えにレーヴァタへの進言を依頼した。先に弟子の方を懐柔して、師のレーヴァタを説得しようという戦略である。衣をもらったウッタラは師のレーヴァタにパーチーナカの比丘たちに味方するよう進言する。レーヴァタは怒って、ウッタラを追い出してしまう。このことをウッタラから聞いたヴェーサーリーのヴァッジブツカカ比丘たちはウッタラに「あなたは二十歳を越えていますか」と尋ね、ウッタラが「越えています」と言うと、「それなら私たちはあなたに依止しましょう (garuṇissayaṃ gaṇhāma)」と言った⁽²¹⁾。

⁽¹⁹⁾ ここで語られているのは、十事をめぐって対立する二派が、最終議決時に、できるだけ味方の数を増やしておくとする、一種の勢力争いである。

⁽²⁰⁾ 『五分律』によると、この比丘は、船でサハジャーティへと向かうヴァッジブツカカ比丘たちと同じ船に乗っていた比丘だとされる。つまり、外見はヴァッジブツカカ比丘たちの側であり、内心はヤサ側についている比丘、という設定である。

⁽²¹⁾ garuṇissaya という語がサンガ内の師弟関係を示す、いわゆる「依止」(nissaya)の意味で用いられているのか、

- (11) この諍事を解決するためサンガが集まったが、レーヴァタは、「ここでこの諍事に決着をつけると、あとで当事者の比丘たち (mūlādāyaka bhikkhū) が再羯磨 (punakamma) を発議する恐れがある。サンガは、この諍事が起こった元の場所で、諍事を減すべきだ (vūpasameyya)」と提案し、長老比丘たちはその言葉に従い、事件の発端となったヴェーサーリーへと移動した²²⁾。
- (12) その時、ヴェーサーリーにはサッバカーミー (Sabbakāmī) という名の、阿難の弟子で、法臘百二十歳の、地上で最長老の比丘がいた。レーヴァタはサンブータ・サーナヴァーシーに相談し、このサッバカーミーに十事の是非を尋ねに行くことにする。レーヴァタはサッバカーミーの精舎を訪ね、両者は互いに敬意を払って、臥することなく対面し、「それぞれが好む三昧の種類」などの修行対談をしているうちに、そこへサンブータ・サーナヴァーシーもやって来た。そしてサンブータ・サーナヴァーシーがサッバカーミーに十事それぞれの是非を尋ねた。そして両者ともに、「パーテーイヤの比丘たちの方が正しい」と考えていることを表明するが、その上で「諍事を解決するための [断事委員会のメンバーに] 選任されるまでは見解を表明することは控えよう」と合意した²³⁾。
- (13) いよいよサンガが、この諍事に決着をつけるために集められた。レーヴァタはサンガに向かって「この諍事に決着をつけようとする、無数の議論が巻き起こって収拾がつかなくなる。そこでサンガは、断事委員会に、この諍事の収拾を委任すべきです」と提案し、パーチーナカの比丘たちと、パーテーイヤの比丘たち、それぞれから四人の委員を選んだ²⁴⁾。
- パーチーナカの比丘四名：サッバカーミー (Sabbakāmī), サールハ (Sālha), クッジャソービタ (Khuḥjasobhita), ヴァーサバガームカ (Vāsabhaḡāmika)
 - パーテーイヤの比丘四名：レーヴァタ (Revata), サンブータ・サーナヴァーシー (Sambhūta Sāṇavāsī), ヤサ・カーカンドカプッタ (Yasa Kākaṇḍakaputta), スマナ (Sumana)
- そしてレーヴァタが司会者となって白二羯磨で、この八名の断事 (委員会) によって、この諍事に決着をつけることがサンガにより、承認された。
- (14) その時、法臘十歳のアジタ (Ajita) というサンガの説戒を務める比丘がいた。サンガはこのアジタを、(断事委員会の) 長老比丘たちの知坐人 (āsanapañṇāpaka) に任命した。長老

あるいはそれとは別のなんらかの特別な意味を持つのかは不明。この部分が、ストーリー上どういう意味を持っているのかは分からない。

²²⁾ 再羯磨 (punakamma) とは、羯磨で議決された内容に対して、その羯磨に出席していなかった者が反対し、もう一度羯磨を行うこと。パーリ律中、波逸提 (pacittiya) の第 63 条では、如法に議決された内容に対して再羯磨を求めることが禁じられている (Vin IV, 126)。しかしここでは、議決の如法性そのものが批判対象となる可能性があるため、羯磨の開催場所を「諍事が起こった元の場所」であるヴェーサーリーに移したのである。

²³⁾ サッバカーミーはヴェーサーリーの比丘であるのに、内心はヤサの側に立っていることがここで示される。このあとの十事判断の場面ではレーヴァタが質問者となりサッバカーミーが返答者となって十事が判定されていくが、もともとこのようにサッバカーミーがヤサ側の比丘である以上、判断がヤサの勝ちとなることは、この段階で決まっていたのである。ここは、十事をめぐる諍事で、ヤサの側が勝った理由を合理的に説明するための伏線である。

²⁴⁾ この断事委員会 (ubbāhika) が、アディカラナサマタ韃度の中、現前サンガによる減誦法の中にも現れる。しかも、パーリ律中では、附随 (parivāra) を除外した場合、その二個所以外には現れない。それ故、アディカラナサマタ韃度と、この七百韃度の間には密接な関連性が予想される。これについては、現在発表中のアディカラナに関する一連の研究の中で、詳しく述べるつもりである。

比丘たちは協議の場として、静かなヴァーリカ園 (Vālikārāma) を選び、そこに移動した。レーヴァタが質問者、サッパカーミーが返答者となって、十事の一々が以下のように判断される²⁵⁾。

²⁵⁾ 十事の具体的内容については Hirakawa 1960 が詳細な調査結果を示している。さらに Katayama 1990 は、従来の研究をもとに、パーリ語注釈文献の情報なども加えて論じている。ここでは Hirakawa 1960 の調査結果の一分を簡略に紹介しておく。詳細については Hirakawa 1960 を参照せよ。

1) 角塩淨 (singilonakappo) : 原語の *ṅgi* を「角」とする解釈と「生姜」とする解釈がある。*ṅga* は「角」*ṅgaveram* は「生姜」、*loṇa* は「塩」。『五分律』だけが「塩と生姜と一緒に保存すること」と解釈するが、他の律はみな「角に塩を保管すること」とする。塩は薬 (尽形薬) としてなら保存が許されるが、その場合は病気の時にしか口にすることが許されない。ここで言っているのは、調味料として正式な食事で摂取する塩を、例外的に、日を越えて貯蔵することを認めよ、ということ。

2) 二本指淨 (dvaṅgulakappo) : この条項についても律の間で解釈の違いがある。パーリ律は「正午を若干越えた後に、食事をとつてもよいと認めよ」という提案。しかしパーリ律以外の律は全く違う解釈をする。それは「食事が終わったあとであっても、残食法なしでもさらに食べることを認めよ」というもの。その際には二本指でつまんで食べるので、このように言われる (ここに出る残食法に関して平川は以下のように解説する)。比丘は午前中に一回限りの食事を終えたなら、その日はそれ以上の食事をとることができない。これを規定するのが「数々食戒」と「足食戒」である。「数々食戒」とは、比丘が信者から供養された食事を受けた場合、一カ所での供養を受けたら、その後で別の供養を受けてはならない、という規定。ただし乞食して得た食事が少なく、その後で、こちらから要求せずに向こうから供養された食事をもらった場合は食べてもよい。一言でいえば「およばれは一軒だけ」ということ。「足食戒」とは、たとえ食事が十分でなくても、「もうごちそうさま」という意思表示をした場合は、その日はそれ以上、食事をとってはならないという規定。ただし例外がある。「ごちそうさま」をした比丘でも、「残食法をなした食物」ならば食べてもよいのである。さてそれでは「残食法」とは何かというと：食事をとっている比丘は普通なら、全部食べ終わって「ごちそうさま」をする。しかし食べきれない場合は、途中で「ごちそうさま」をして、残った食事は放棄する。その食べ残しが「残食」である。そして、(自分の分をすべて食べきって「ごちそうさま」をした) 他の比丘が、その残食を食べることは許される。それを「残食法」というのである。なぜこのような規則があるのかというと、たとえばサンガ内で比丘たちが食事を取り、食べきって「ごちそうさま」をした後に信者がやってきて食事を供養したような場合、「足食戒」があるため、比丘たちはその食事を受けることができない。それでは信者の供養心が無駄になる。そのため、そのような場合は、まだ食べ終わっておらず「ごちそうさま」をしていない比丘を探してきて、その比丘に、後から来た信者の供養食を少しだけ食べさせ、そこで「ごちそうさま」をさせる。そうすれば残った分は、食事を済ませた比丘でも食べることができるようになる、という訳である。そして第2項目についてパーリ律以外の律が言っているのは、「そのような面倒な残食法をしなくても、二本指でつまんで食べるという略式の食べ方をするなら、ごちそうさまをした比丘でも更に食べることができる、というように規則変更しよう」という提案である。

3) 近村落淨 (gāmantarakappo) : 律によって若干の意味の違いはあるが、「根本有部律」以外の5本はすべて、大体において、「一旦食事を終えても、村に行ってもう一度食事をとることは適法 (淨) である」という意味で一貫している。「根本有部律」だけは全く違う解釈をしていて、「遊行している間は別衆食を許す」という意味にとる。では「別衆食」とはなにか。別衆食とは、四人以上の比丘が一塊になって、信者のおよばれの食事に行くことである。四人以上の比丘が集団行動を取ると、それによって一つのサンガを作ってしまう、勝手な行動をとる危険性があるので、およばれに行く時は、「三人以下で行動する」か、あるいは「そのサンガの全員が揃っていくか」のどちらかにしなければならないという規則である。「根本有部律」は、比丘たちがサンガからサンガへと旅をしている時に限っては、この「別衆食」の規制を免除せよというのが、この第3項の意味だ、と言っているのである。しかしこの「根本有部律」の解釈は矛盾である。なぜなら波羅提木叉の解説中で、すでに「旅の途中なら別衆食戒を免除する」と定められているからである (波逸底迦法第36条「別衆食学処」, T 1442 823b)。したがって「根本有部律」は、律の規則をよく知らない者が再編集した律かもしれない。しかしここを、「根本有部律」以外の五本の律のように、「一旦食事を終えても、村に行ってもう一度食事をとることは適法 (淨) である」という意味に理解しても矛盾は残る。なぜなら、すでに2) で「残食法」なしで、連続して食事をとることが許されているのだから、わざわざこのようなことを言う意味がないからである。

4) 住處淨 (āvāsakappo) : 同じ界の中にも、異なる住處に住む比丘たちがいる。彼らが布薩毎に一個所に集まるのは不便なので、別々に布薩をすることを許すよう求めたもの。『五分律』だけはこの項目がなく、代わりに「復坐食淨」を入れている。

5) 後聽可淨 (anumatikappo) : サンガ内の一分の者達だけで決定した事柄を、後になってからサンガ全員が集まった時、事後承諾のかたちで承認してもらうことを求めるもの。

6) 常法淨 (āciṅṅakappo) : この事項に関しては二つの異なる解釈がある。パーリ律では「和尚・阿闍梨の習慣 (常法) に従うこと」という解釈だが、『五分律』では「在家時代の慣習を出家したあとでも行うことは淨である」

○ 第1事

レーヴァタ：「角塩浄 (singiloṇakappo) は浄ですか」

サッバカーミー：「角塩浄とはなんですか」

レーヴァタ：「塩がない時に備えて、器の中に蓄えておくことです」

サッバカーミー：「違法 (不浄) です」

レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」

サッバカーミー：「舎衛城 (サーヴァッティ) です。経分別 (suttavibhaṅga) にあります」

レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」

サッバカーミー：「残宿食の波逸提です」

レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第1項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第1の籌 (salākā) を下します」

○ 第2事

レーヴァタ：「二本指浄 (dvaṅgulakappo) は浄ですか」

サッバカーミー：「二本指浄とはなんですか」

レーヴァタ：「日時計の影が指二本分を過ぎるまでは、非時であっても食事をとることです」

サッバカーミー：「違法 (不浄) です」

レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」

サッバカーミー：「王舎城です。経分別にあります」

レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」

サッバカーミー：「非時食の波逸提です」

レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第2項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第2の籌を下します」

○ 第3事

レーヴァタ：「近村落浄 (gāmantarakappo) は浄ですか」

サッバカーミー：「近村落浄とはなんですか」

と解釈する。『四分律』、『十誦律』、『根本有部律』では意味が不明確。この第六事に対してパーリ律は、「その常法が、律の規定に沿っているなら浄であり、違背するなら不浄である」として、「一分、浄もある」と判断している。

7) 不凝固浄 (amathitakappo)：食事が終わった後であっても、ミルクが幾分発酵したものを飲むことを許すよう求めたもの。律によっては、その発酵乳にさらに酥、油、蜜などを混ぜて飲むことを許すとしているものもある。また、それを食す時間についても、「それを非時に飲むことを許す」とする解釈と、「食事が終わったあとにさらに飲むことを許す」とする二つの立場があり、確定しない（食す時間に関する平川の説明には不明確な点もあり、さらなる研究が必要）。

8) 飲ジャローギ浄 (jalogi pātum)：どの律も、この提案を「飲酒戒に抵触する」と判断しているから、ジャローギというのが酒類であることは間違いない。正体は不明。

9) 縁なし座布団浄 (adasakam nisīdanam)：この条項の意味は確定しない。「縁のついていない座布団を使うことを許す」ということなのか、あるいは「大きな座布団を作ること許す」ということなのか不明だが、ともかく座布団の作り方に関する、なんらかの緩和要求である。

10) 金銀浄 (jātarūparajātam)：金銀宝物を受け取ったり蓄えたりすること。当時の社会経済の進歩により、この規定の緩和が要求されるようになった。（以上、Hirakawa 1960: 671-757 より）

- レーヴァタ：「一旦食事を終えても村に行ってもう一度食事をとることです。」
- サッバカーミー：「違法（不浄）です」
- レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」
- サッバカーミー：「舎衛城です。経分別においてです」
- レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」
- サッバカーミー：「非残食の波逸提です」
- レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第3項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第3の籌を下します」
- 第4事レーヴァタ：「住處浄(āvāsakappo)は浄ですか」
- サッバカーミー：「住處浄とはなんですか」
- レーヴァタ：「一つの界の複数の住処で別々に布薩を行うことです」
- サッバカーミー：「違法（不浄）です」
- レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」
- サッバカーミー：「王舎城です。布薩相応(Uposathasamyutta)においてです」
- レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」
- サッバカーミー：「律に違反する悪作罪です」
- レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第4項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第4の籌を下します」
- 第5事
- レーヴァタ：「後聴可浄(anumatikappo)は浄ですか」
- サッバカーミー：「後聴可浄とはなんですか」
- レーヴァタ：「一部のメンバーで羯磨を行い、他の者には事後承諾を求めることです」
- サッバカーミー：「違法（不浄）です」
- レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」
- サッバカーミー：「チャンパー律事(Campeyyaka vinayavatthu)においてです」
- レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」
- サッバカーミー：「律に違反する悪作罪です」
- レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第5項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第5の籌を下します」
- 第6事
- レーヴァタ：「常法浄(āciṇṇakappo)は浄ですか」
- サッバカーミー：「常法浄とはなんですか」
- レーヴァタ：「和尚・阿闍梨の習慣（常法）に従うことです」
- サッバカーミー：「一分適法（浄）で、一分違法（不浄）です」
- レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第6項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第6の籌を下します」
- 第7事レーヴァタ：「不凝固浄(amathitakappo)は浄ですか」
- サッバカーミー：「不凝固浄とはなんですか」
- レーヴァタ：「食事が終わったあとに、乳でもなく酪にもなっていない非残食のものを

飲むことです」

サッバカーミー：「違法（不浄）です」

レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」

サッバカーミー：「舎衛城です。経分別にあります」

レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」

サッバカーミー：「非残食の波逸提です」

レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第7項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第7の籌を下します」

○ 第8事レーヴァタ：「飲ジャローギ浄 (jalogi pātum) は浄ですか」

サッバカーミー：「飲ジャローギ浄とはなんですか」

レーヴァタ：「まだ酒になっていない中間生成物を飲むことです」

サッバカーミー：「違法（不浄）です」

レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」

サッバカーミー：「コーサンビーです。経分別にあります」

レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」

サッバカーミー：「飲酒の波逸提です」

レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第8項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第8の籌を下します」

○ 第9事

レーヴァタ：「縁なし座布団浄 (adasakaṃ nisīdanam) は浄ですか」

サッバカーミー：「違法（不浄）です」

レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」

サッバカーミー：「舎衛城です。経分別にあります」

レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」

サッバカーミー：「裁断の波逸提です」

レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第9項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第9の籌を下します」²⁶⁾

○ 第10事

レーヴァタ：「金銀浄 (jātarūparajatam) は浄ですか」

サッバカーミー：「違法（不浄）です」

レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」

サッバカーミー：「王舎城です。経分別にあります」

レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」

サッバカーミー：「金銀を受ける波逸提です」

レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第10項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第10の籌を下します」²⁷⁾

²⁶⁾ この第9項と次の第10項は、他の項目との比較で、浄の内容を尋ねるサッバカーミーの問いと、それに対するレーヴァタの答が抜けている。想定されるが実際は存在しない応答は次のようなもの。サッバカーミー：「縁なし座布団浄とはなんですか」。レーヴァタ：「縁のついていない座布団を使うことです」。

²⁷⁾ ここの第9項目と同じく、存在すべき次の応答が抜けている。想定されるが実際は存在しない応答は次のよう

- (15) サッバカーミーはレーヴァタに、「これで諍事は鎮められた。しかしあなたはもう一度、この十事をサンガの中で（公に）私に質問し、比丘たちを納得させねばならない」と言う。そこでレーヴァタはもう一度、サンガの中でサッバカーミーに十事を問い、サッバカーミーは、上と同じように答えた。この律結集 (vinayasamgīti) には七百人の比丘がいたので、この律結集は「七百」と言われる。

(以上、パーリ律七百犍度終わり)²⁸⁾

『摩訶僧祇律』以外の五本の広律の第二結集記事は、細部においては多くの相違点があるものの、ストーリーの大枠は共通している。まとめると以下ようになる。「ヴェーサーリーの比丘たちは、在家者たちから現金の布施をもらい、それを皆で分配していたのをヤサに批判された。怒ったヴェーサーリーの比丘たちがヤサを追い出した。ヤサは、ヴェーサーリーの比丘たちが提示している十事を、律に違反する行為として問題視し、自分の主張に味方してくれる比丘たちを集めた。そしてその十事の是非を巡る意見の対立を、諍事として正式にサンガに提出した。サンガは断事委員会 (ubbāhikā) に決定を委ね、断事委員会は十事すべてを非法と判断した。その結果をサンガに向かって公示し、これにより十事をめぐる諍事が解決した。

ここで紹介したパーリ律第二結集記事の内容は、大枠において『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部律』にも共通しているので、このあと本稿では、今紹介したパーリ律の内容を、『摩訶僧祇律』と比較しながら論考を進めていくことにする。

パーリ律などの五本の広律の第二結集記事に対して、『摩訶僧祇律』の第二結集記事の内容は大きく異なっている。その概要を提示する。

III. 『摩訶僧祇律』が語る第二結集

『摩訶僧祇律』「七百集法藏」²⁹⁾

- (1) 仏が涅槃した後、長老比丘が毘舍離（ヴェーサーリー）の沙堆僧伽藍にいた。
- (2) その時、比丘たちは檀越に対して、「皆さん、世尊が涅槃なさった後は、人々は我々になにもくれません。どうぞよろしく、サンガに金銭（錢物）を布施して下さい」と哀願した。それで人々は現金を布施し、比丘たちはそれを布薩の時に分配した。
- (3) その時、持律者の耶舎（ヤサ）は、そこに初めてやって来て、自分への現金の分配があることを知り、それを不浄なものとして、受け取りを拒否した。毘舍離の比丘は、耶舎がサンガを貶めたとして、彼に拳羯磨を作した。

なもの。サッバカーミー：「金銀浄とはなんですか」。レーヴァタ：「金銀を受け取ることです」。

²⁸⁾ 「第二結集は、なんらかの聖典の編纂会議であるはずなのに、実際には十事という個別案件の是非を決定しただけであるから結集とはいえない。したがって十事の問題は単なる序幕にすぎず、そのあとで第二結集が行われたに違いない」という意見があるが、それは的外れである。「結集」の原語は samgīti (合誦) であり、ここで語られる出来事の正式名は「七百人の比丘による Vinayasamgīti」(「律の合誦」) である。それはまさに、この最後の場面で、サンガ全員の中でサッバカーミーとレーヴァタが、十事の違法性を断定し、それをサンガの正式見解として確定する、その行為を正しく指している。「第二結集」という名称は、後代になって用いられるようになった便宜的名称であるのに、それに引きずられて勝手なイメージでとらえるのは危険である。Katayama1990, 39.

²⁹⁾ T 1425, vol. 22, 493a-c.

- (4) 拳羯磨を受けた耶舎は、摩偷羅国にいた尊者陀婆婆羅（ダシャバラ）のところへ行って事情を説明する。陀婆婆羅は、耶舎の説明に理解を示し、味方になった。
- (5) 耶舎は摩偷羅国（マトゥラー）の比丘たちに、「私たちはその事（諍事, *adhikaraṇa*) が起こった場所に集まり、毘尼蔵を集め、仏法が墮落しないようにしなければなりません」と告げる。すると摩偷羅国・僧伽舎・羯両者・舎衛城・沙祇など、中国（中央インド）の七百人の僧侶が毘舎離の沙堆僧伽藍に集まって座に坐った。彼らは凡夫・学人・無学人・三明六通の力を得た者などであった。
- (6) その時にはすでに大迦葉も達頭路も優波達頭路も尊者阿難も皆、涅槃に入っており、尊者耶輸陀がサンガの最上座だったので、彼が皆に向かって、「誰が律蔵を結集すべきでしょうか」と尋ねた。比丘たちは「尊者陀婆婆羅が結集すべきです」と答えた。すると尊者陀婆婆羅は、「みなさん。ほかに [適任の] 長老方がおられますから、その方たちが結集すべきでしょう」と遠慮したが、比丘たちが「そうはいつでも、世尊はあなた（尊者陀婆婆羅）のことを、『十四法を成就して持律第一』と記されましたし、しかもあなたは世尊から直接教えを受けられたのですから、あなたが結集すべきです」と主張したので、陀婆婆羅は結集の主宰者となることを承知した³⁰⁾。
- (7) 陀婆婆羅は、「私はどうやって律を結集すべきか」と考え、次のように順次、律蔵を結集していった（ここは後述するように、第一結集記事での律蔵結集の場面が、そのまま省略形で転写されている）。
- 1) 五淨法：「五淨法を語るの、如法如律なら随喜し、そうでないなら遮ってください。五淨法とは、①制限淨（比丘の住処に制限を作す時、四大教に相応するなら用い、相応しないなら捨てる）、②方法淨（国土の法爾として、四大教に相応するなら用い、相応しないなら捨てる）、③戒行淨（誰かが「私は、ある持戒比丘がこれこれの法を行ずるのを見た」と言った場合に、それが、四大教に相応するなら用い、相応しないなら捨てる）、④長老淨（誰かが、「私は、舎利弗・目連がこれこれの法を行ずるのを見た」と言った場合に、それが、四大教に相応するなら用い、相応しないなら捨てる）、⑤風俗淨（非時食・飲酒・行淫という、これら俗法をなさないこと）です³¹⁾。
 - 2) 「九法の序」：波羅夷、僧伽婆尸沙、二不定法、三十尼薩者、九十二波夜提、四波羅提提舍尼、衆学法、七減諍法、法随順法
 - 3) 「五事毘尼」：修多羅、毘尼、義、教、輕重。又、次のような別説もある。略毘尼（＝五篇戒）、広毘尼（＝二部毘尼）、方面毘尼（輪奴辺地での五事の許可のようなもの³²⁾）、堅固毘尼（＝カチナ衣を受けた者が五罪を免責されるようなもの）、応法毘尼（＝如法羯磨、和

³⁰⁾ 持律比丘の具えるべき十四法を解説するサンスクリット写本断片がスコイエンコレクション中に発見されている。おそらくその写本断片は、『摩訶僧祇律』第二十五巻の文章（T 1425, vol. 22, 429a）に対応すると思われる。ここで尊者陀婆婆羅が備えているとされる十四法は、それを指しているのである。Sasaki & Yamagiwa 2006.

³¹⁾ ここに現れる「四大教」という語は、『摩訶僧祇律』の他の箇所には見られない。したがって、これがどのような概念を指しているのかは『摩訶僧祇律』自身に依っては知ることができない。しかしおそらく、阿含「涅槃經」に現れる有名な「四大教示」を指しているのであろう。なぜなら、その「四大教示」が、『摩訶僧祇律』と同じ律文献である『四分律』や『十誦律』にも説かれているからである。D vol. II, 123-126; 『長阿含經』第二經「遊行經」T 1, vol. 1, 17b; 『大般涅槃經』T 7, vol. 1, 195c; 『四分律』T 1428, vol. 22, 998c; 『十誦律』T 1435, vol. 23, 414a.

³²⁾ 輪奴辺地は Śronāparāntakā janapadāḥ. Akanuma 1931, 661; Nishimoto 1931, 287 & 307; Malalasekera 1974, II, 1210-1211; Yao 2013, 56.

合羯磨が為されること)

- (8) 最後に陀娑婆羅が、「鉢が必要なら鉢を求めてもよいし、衣、薬が必要なら衣、薬を求めてもよい。しかし金銀銭を求めることは許されない。以上のことを学すべし」と締め言葉を書いて終わる。

(終わり)

IV. 異なる第二結集記事の比較

パーリ律の第二結集記事と『摩訶僧祇律』のそれを比較した場合、真っ先に目につくのは、言うまでもなく議論の論点の数である。パーリ律では十事をめぐって対立が起こったというのに対し、『摩訶僧祇律』では「金銀受納」というただ一つの論点を巡って比丘たちが対立したという。この事実は学界でも広く知られているが、それをどう考えるかによって、学界に様々な意見が提出されてきたことはすでに述べた。今はひとまずこの点を保留し、別の角度から両者の違いを検証していくことにする。

以上紹介してきたパーリ律と『摩訶僧祇律』の記述を比較してみると論点の数以外にも大きな構造的相違点があることに気がつく。それは「第二結集」の開催目的である。これがパーリ律と『摩訶僧祇律』で全く違っているのである。

パーリ律の場合は、ヴェーサーリーの比丘たちが行っていた十事を、ヤサを始めとした他の比丘たちが規則違反として非難し、その是非を決定するために結集が行われたとする。したがって当然ながら、結集の目的は「十事の是非の確定」である。そして確かに、ストーリーはその方向で進んでゆき、最後にはレーヴァタを司会者とする断事委員会の中で、十事がすべて非法とされて話は終わる(上記、パーリ律七百羯度概要の項目第14番)。その展開に矛盾はない。もちろん、パーリ律以外の四本の律蔵も同じである。

しかし『摩訶僧祇律』では、結集の目的が、「なんらかの行為の是非の確定」ではなく、「新たな律蔵の編纂」になっているのである。何度も言ってきたように、『摩訶僧祇律』には十事は現れず、対立の原因とされるのは「金銀受納」の一事だけである。この「金銀受納」の可否をめぐって比丘たちが対立し、この問題を解決するために七百人の比丘が集まり結集を行ったという。したがって本来ならば、結集においては、「金銀受納が是か非か」をめぐって議論が行われ、結果としては「律蔵に照らしてみた場合、金銀受納は非法である」とかあるいは、「金銀受納は適法である」といった結論が出され、それをもって結集が終了する、という展開になるべきである。ところが実際には、金銀受納を認めなかったために毘舍離を追い出された耶舎は、突然、「新たに毘尼蔵(vinaya-pitaka)を編集しましょう」と提案して比丘たちを集めて結集会議を開き、その場で陀娑婆羅が新たな毘尼蔵を作った、というのである。決して、結集会議において毘舍離の比丘たちとヤサが、正当性をめぐって争ったのではない。「金銀受納」の問題が機縁となって、新たな律を編纂しなければならぬという仏教界の総意が形成され、その総意に基づいて、結集会議において陀娑婆羅が新しい律を作った、という流れである。

第二結集の目的は、「全員の総意で、新たな律蔵を編纂すること」なのである。そして最後に、とってつけたように、「その結果として、金銀受納の違法性が確定した」と言うのである(『摩訶僧祇律』「七百集法蔵」概要の項目第5-8番)。「金銀受納」をめぐるヴェーサーリーの

比丘たちと耶舎の諍いという冒頭のテーマは、突然に「新たな律の編纂」に取って代われ、それがそのまま第二結集の会議内容となっている。このように見てくると、『摩訶僧祇律』の第二結集記事には、叙述の流れに不整合があるということが分かる。

従来の研究においても、『摩訶僧祇律』における第二結集の目的が「新たな律蔵の編纂」にあるという点に着目したものはある³³⁾。しかしそこから先、その事実がどのような意味を持っているのかという点まで踏み込んだものはなかった。本稿では、ここを基点として考察を進め、新たな段階に踏み込んでいくことにする。

パーリ律を始めとした、『摩訶僧祇律』以外の五本の広律では、特定の行為（十事）の違法性を確認するために第二結集が開催されたと言い、『摩訶僧祇律』では、新たな律蔵を編纂するために第二結集が開催されたという。どちらがオリジナルか、という点が問題である。

ストーリーの展開から言えば、パーリ律型の方が理が通っている。『摩訶僧祇律』には先ほど述べたように、叙述の一貫性に乱れが生じている。しかしこれだけでパーリ律型の方がオリジナルだと結論づけることはできない。確実な判断を下すにはさらなる探索が必要である。

『摩訶僧祇律』第二結集記事の中、実際に陀婆婆羅が新たな律蔵を編纂していく場面に注目する（『摩訶僧祇律』「七百集法蔵」概要の項目第 6-7 番）。世尊によって「十四法を成就して持律第一」と言われ、しかも世尊から直接教えを受けた陀婆婆羅が、皆の前で律蔵を編纂していく場面である。そこにおいて陀婆婆羅は、1) 五淨法、2) 九法の序、3) 五事毘尼の順で律を編纂していく。ところがこれと全く同じ記述が、『摩訶僧祇律』の第一結集記事の中にも存在しているのである。第一結集において、優波離が律を編纂する時の描写が、これと全く同じなのである（原文は注を見よ）³⁴⁾。

³³⁾ Satō 1963.

³⁴⁾ 『摩訶僧祇律』の、第一結集記事における「律蔵編纂の場面」と、第二結集記事における「律蔵編纂の場面」の両方の原文を提示する。第一結集記事中の下線部分を除いた全体が、第二結集記事の文章と全同であることに注目せよ（もちろん、編纂者の名前はそれぞれが優波離、陀婆婆羅とされていて違っているし、第二結集記事では途中が省略形で示されているという違いもある）。

1. 『摩訶僧祇律』第一結集記事における「律蔵編纂の場面」(T 1425 491c27)

次問。誰復應集比尼藏者。有言長老優波離。優波離言不爾。更有餘長老比丘。有言。雖有長老比丘。但世尊記長老成就十四法。除如來應供正遍知。持律第一。優波離言。諸長老。若使我集者。如法者隨喜。不如法者應遮。若不相應應遮。勿見尊重。是義非義願見告示。皆言。長老優波離但集。如法者隨喜。非法者臨時當知。尊者優波離卽作是念。我今云何結集律藏。五淨法。如法如律隨喜。不如法者隨喜。何等五。一制限淨。二方法淨。三戒行淨。四長老淨。五風俗淨。制限淨者。諸比丘住處作制限。與四大教相應者用。不相應者捨。是名制限淨。方法淨者。國土法爾。與四大教相應者用。不相應者捨。是名方法淨。戒行淨者。我見某持戒比丘行是法。若與四大教相應者用。若不相應者捨。是名戒行淨。長老淨者。我見長老比丘尊者舍利弗日連行此法。與四大教相應者用。不相應者捨。是名長老淨。風俗淨者。不得如本俗法。非時食飲酒行姪。如是一切本是俗淨。非出家淨。是名風俗淨。如是諸長老。若如法者隨喜。若不如法應遮。諸比丘答言。相應者用。若不相應者臨時應當遮。時尊者優波離語阿難。長老有罪。清淨衆中應當悔過。阿難言。有何等罪。答言。世尊乃至三制不聽度女人出家。而汝三請。是越比尼罪。時尊者大迦葉擲籌置地言。是第一籌。即時震動三千大千世界。復次佛在毘舍離。佛告阿難。毘舍離般樂放弓杖塔可樂。若得四神足者可住。壽一劫一劫有餘。若佛在世世人得見汝言。如是世尊。如是修伽陀。汝不請佛住世。越比尼罪。次擲第二籌。復次汝右腳指躡世尊僧伽梨衣縫而汝不知是僧伽梨。是諸天人塔應恭敬耶。是越比尼罪。次下第三籌。復次佛告阿難取水來。如是至三汝不與。世尊取水。是越比尼罪。下第四籌。復次佛告阿難。我臨般泥洹時當語我。我當爲諸比丘捨細微戒。而汝不白。越比尼罪。下第五籌。復次佛般泥洹。而汝以佛陰馬藏示比丘尼。是越比尼罪。下第六籌。復次佛般泥洹已。力士諸老母臨世尊足上啼。淚墮足上。汝爲侍者不遮。是越比尼罪。下第七籌。爾時阿難不受二罪作是言。長老。過去諸佛皆有四衆。是故三請度比丘尼。佛在毘舍離。三告不請佛住世者。我爾時是學人。爲魔所蔽。是故不請。是中犯五越比尼罪。長老如法作已。時尊者優波離作是言。諸長老是九法序。何等九。一波羅夷。二僧伽婆尸沙。三不定法。四三十

ここでは、第一結集において、阿難が法蔵（経蔵）を結集したのに続いて、「十四法を成就して持律第一」と世尊によって宣言された優波離が、1) 五浄法、2) 九法の序、3) 五事毘尼の順で毘尼蔵（律蔵）を編纂したと記されている。ただしその途中、第一番目の項目である五浄法を説き終わった後に、優波離が阿難を、過去の七つの罪で告発するというエピソードが挟み込まれている。優波離が阿難に向かって、過去において阿難が犯した七種の罪を指摘し、阿難がそれに対して応答し、いくつかの事例については罪を認めて謝罪する、という有名な場面である³⁵⁾。そしてその話が終わった後に、続けて2) 九法の序、3) 五事毘尼が定められていく。「阿難の七種の罪」の部分を除けば、その前後の、1) 五浄法から3) 五事毘尼までが制定される部分は、第二結集記事における、陀娑婆羅による律蔵編纂の場面と逐語的に一致している。つまり『摩訶僧祇律』は、第一結集において優波離によって律の編纂が行われ、第二結集において、それと全く同じ形式で、陀娑婆羅によって律の編纂がおこなわれた、と主張しているのである。

その、第二結集記事における、陀娑婆羅による二回目の律の編纂を描写する記述が、第一結集記事からの転写であることは、優波離に対して用いられる「十四法を成就して持律第一」という仏弟子のタイトルが、そのまま第二結集の主役である陀娑婆羅にも用いられていることから明らかである（「但世尊記長老和上成就十四法。持律第一。汝從面受。應當結集。」）。持律第一なる仏弟子が二人いるはずがない。しかも『摩訶僧祇律』第二結集記事では、その陀娑婆羅は世尊から直接教えを受けた直弟子であるという。したがって、優波離と陀娑婆羅が揃って「十四法を成就して持律第一」と呼ばれることは全く不合理なことであり、それは、第一結集の記述をそのまま、第二結集での陀娑婆羅による新たな律蔵の編纂の場面に転用したことの痕跡である。

尼薩者。五九十二波夜提。六四波羅提提舍尼。七衆學法。八七減淨法。九法隨順法。世尊在某處爲某甲比丘制此戒。不皆言如是優波離如是優波離。復言。比尼有五事記。何等五。一者修多羅。二比尼。三義。四教。五輕重。修多羅者。盜滿五重。減五偷蘭遮。是名五事記比尼。長老如是應學。復有五比尼。何等五。一者略比尼。二者廣比尼。三者方面比尼。四者堅固比尼。五者應法比尼。略比尼者。五篇戒。廣比尼者。二部比尼。方面比尼者。輪奴。邊地聽五事。堅固比尼者。受迦絺那衣捨五。罪別衆食乃至。不白離同食。應法比尼者。是中法羯磨和合羯磨。是名應法比尼。餘者非羯磨。如是集比尼藏竟。喚外千比丘入。語言諸長老。如是集法藏。如是集比尼藏。有比丘言。諸長老。世尊先語阿難。欲爲諸比丘捨細微戒。爲捨何等。有比丘言。世尊若捨細微戒者。正當捨威儀。有言。不正捨威儀亦當捨衆學。有言。亦捨四波羅提提舍尼。有言。亦應捨九十二波夜提。有言。亦應捨三十尼薩者波夜提。有言。亦應捨二不定法。時六群比丘言諸長老。若世尊在者一切盡捨。大迦葉威德嚴峻猶如世尊。作是言。咄咄莫作是聲。即時一切咸皆默然。大迦葉言。諸長老。若已制復開者。當致外人言。瞿曇在世儀法熾盛。今日泥洹法用頽毀。諸長老。未制者莫制。已制者我等當隨順學。

2. 『摩訶僧祇律』第二結集記事における「律蔵編纂の場面」(T 1425 493b22)

爾時尊者耶輸陀僧上座。問言。誰應結集律藏。諸比丘言。尊者陀娑婆羅應結集。陀娑婆羅言。長老。更有餘長老比丘應結集。諸比丘言。雖有諸上座。但世尊記長老和上成就十四法。持律第一。汝從面受。應當結集。陀娑婆羅言。若使我結集者。如法者隨喜。不如法者應遮。若不相應者應遮。勿見尊重。是義非義願見告示。皆言。爾時尊者陀娑婆羅作是念。我今云何結集律藏。有五淨法。如法如律者隨喜。不如法者應遮。何等五。一者制限淨乃至風俗淨。作是語。諸長老。是九法序。何等九。從四波羅夷乃至法隨順法。世尊在某處某處爲某甲某甲比丘制戒。我從和上聞。爲如是制此戒不皆言如是如是。五事記比尼廣說如上。乃至諸長老。是中須鉢者求鉢須衣者求衣。須藥者求藥無有方便得求金銀及錢。如是諸長老應當隨順學。是名七百結集律藏。

³⁵⁾ 阿難の七つの過失とは、1) 女人出家を世尊に三度も懇願して、ついに女人出家を認めさせたこと、2) 世尊が「四神足ある者は、望めば一劫あるいはそれ以上、寿命を延ばすことができる」と言ったのに、それを願わなかったこと、3) 世尊の僧伽梨衣を縫うとき、右足の指で踏んだこと、4) 世尊が水を取ってきてくれと言ったのに、取ってこなかったこと、5) 世尊が自分の滅後は細微戒を捨してもよい、とおっしゃったのに、それを報告しなかったこと、6) 世尊が涅槃なさった時、女人に世尊の陰馬蔵相を見せたこと、7) 世尊が涅槃なさった時、マウ族の老母が涙で世尊の足を濡らすのを止めなかったこと、この非難に対して阿難は、1) と 2) は無実の罪であると抗弁し、残りの5つについては罪を認めて如法作（懺悔による滅罪）を行った、とされる。

もともと律蔵の第一結集記事の中に、世尊によって「十四法を成就して持律第一」と言われた優波離（ウパーリ）が律蔵を編纂したという記述があったのだが、後に、「第二結集においても一度、律蔵が編纂された」という新しい主張が登場したため、その第一結集の律蔵編纂の記述をそのまま第二結集に移したと考えればつじつまが合う。もちろん、その第二結集での律蔵の編纂者は優波離ではない、別の比丘にせざるを得なかったため、それを陀婆婆羅としたのである。しかし、その第二結集における律蔵編纂は、第一結集の律蔵編纂と全く同じ権威を持つものでなければならなかったため、編纂者の陀婆婆羅も優波離と全く同じタイトル、すなわち「十四法を成就して持律第一」であると言わざるを得なかったためである。もし「十四法を成就して持律第二」という言い方が許されるなら、そういったタイトルでもよかったはずであるが、世尊が仏弟子に対して「何々に関して第二である」などという言い方はするはずがないので、どうあっても「持律第一」とせざるを得ない。「持律第一」が二人いるという矛盾を押し通してでも、第二結集の正統性を主張しなければならない状況が読み取れるのである。

V. 第二結集記事改変のプロセス

もちろん、これでもまだ、『摩訶僧祇律』以外の五本の律蔵の第二結集記事がオリジナルで、それを『摩訶僧祇律』が改変したと断定することはできない。単に、『摩訶僧祇律』は、同じ文章を繰り返し用いることで、第一結集と第二結集で二度、律が編纂されたということを主張している」と言えるだけである。しかしともかく、『摩訶僧祇律』が、「第二結集を、二回目の律蔵編纂会議として位置づけたいという意図を持っていた」という事実は確認できた。

そこで次に、もし仮に、パーリ律などの五本の広律の第二結集記事がオリジナルで、それを『摩訶僧祇律』が、「第二結集の内容を、十事の是非を問うというかたちから、新たな律蔵の編纂会議というかたちに書き換えたい」という意図を持って改変したとしたなら、どのような内容になるか、推測してみよう。

従来の研究でも、『摩訶僧祇律』だけが第二結集の目的を「新たな律蔵の編纂」に置いている、という事実を指摘したものはあったが、「もし仮に、そういった目的のもとに、パーリ律型の第二結集記事を改変したとしたなら、その結果として一体どのような形の第二結集記事ができ上がるか」という点まで考察したものはなかった。それを今から試してみる。ここが本稿の新味である。

もともとは、「十事の是非をめぐって開かれた」とされていた第二結集記事を改変して、「第二結集とは、第一結集に続く、二回目の律蔵編纂会議であった」という別のストーリーを創作したいと考えていた人たちがいたと仮定する（ここで想定しているのは当然ながら、『摩訶僧祇律』を伝持していた大衆部の人たちである）。その場合、第二結集の現場においては、「新たな律蔵が編纂される情景」が語られねばならない。しかしオリジナルの第二結集記事において結集会議の中で行われたのは、新たな律蔵の編纂ではなく、十事の違法性の確認である。したがって、この部分は書き換えなくてはならない。十事に関する記述をすべて破棄し、会議の議題も、「十事の違法性の是非」ではなく、「新たな律蔵の編纂」へと移し替える。その、律蔵編纂の様子を語る文章は、第一結集記事の中の、優波離による律蔵編纂を語る部分をそのまま転用する。これによって、第一結集と第二結集が、全く同じ重みを持つ律蔵編纂会議であることが示されることになる。

ではその、二回目の律蔵編纂会議としての第二結集が開催された理由は、どのようなものであったことにすればよいであろうか。パーリ律などの五本の律蔵では、言うまでもなくヴェーサーリーの比丘たちとヤサとの間に十事の是非をめぐる対立が生じ、それが機縁となって第二結集会議が開かれたとされている。対立の原因は十事である。しかし改変者は、その十事に言及する記述を破棄しなければならないのであるから、代わりになにか、律の再編纂の原因となる分かりやすい出来事をもってくる必要がある。

パーリ律の記述を注意して読んでみると、第二結集の直接の原因が、決して十事すべてではないということが分かる。話の発端は、ヴェーサーリーの比丘たちが現金を布施として受け取り、それを皆で分配していたことにある。この行為をヤサが咎めたことによって両者の間に争いが起こり、それがやがて、十事すべての是非をめぐる諍事へと拡大していった。最終的に十事の是非を問う第二結集会議へと進んでいったのである。

したがって、第二結集会議の議題を「十事」から「新たな律蔵の編纂」へと変更したいと考えている『摩訶僧祇律』の改変者が、第二結集会議が開催されたなにか別の理由を探すとすれば、最も便利で都合がよいのは、最初からオリジナルの記事の中に書かれていた「金銀受納」の問題をそのまま利用するという方法である。すなわち、現金で布施をもらい、それを皆で分配していたヴェーサーリーの比丘たちと耶舎の間で諍いが生じたので、「このままでは仏教が衰退してしまう。きちんとした律蔵を編纂しなければならない」という合意が仏教界で形成され、その結果として、新たに律が編纂された、というストーリーにするのが一番容易で無理のない展開である。もちろん、「金銀受納」の是非をめぐる争いが原因で結集会議が開かれることになったのであるから、「金銀受納の問題はどうなったのか」という疑問には一応答えておく必要がある。それが、現在形『摩訶僧祇律』の第二結集記事の末尾に置かれた、あたかもとってつけたかのような一文である³⁶⁾。

このような改変過程を想定してみると、『摩訶僧祇律』だけが、第二結集の開催時期に関して特殊な立場に立っていることの説明も可能となる。パーリ律を始めとした五本の広律では、この第二結集事件が起こったのは、資料によって多少のばらつきはあるものの、おおそ仏滅後 100 年とされている。ところが『摩訶僧祇律』だけは開催時期を語らず、しかも明らかに仏滅後、間もないころに開催されたことを暗示するような書き方をしているのである。

まず出だして「仏が涅槃した後」と言っ、時間的に隔たっていないような言い方をする(上記項目第 1 番)。毘舍離の比丘たちが檀越たちに金銭の布施を乞う際にも、「皆さん、世尊が涅槃なさった後は、人々は我々になにもくれません。どうぞよろしく、サンガに金銭(銭物)を布施して下さい」と言う。これも、仏滅後さほど時間がたっていないかのような言い方である(上記事項第 2 番)。また、この第二結集が行われた時には、大迦葉、達頭路、優波達頭路、尊者阿難といった弟子たちは皆、涅槃に入っていたが、律蔵の結集作業を行った陀娑婆羅は、世尊から直接教えを受けた比丘ということになっている(上記事項第 6 番)。そしてこういった漠然とした言い方以外に、第二結集開催時期を明確に特定する情報はなにも記されていないのである。

³⁶⁾ 本文中で示した、『摩訶僧祇律』第二結集記事内容紹介の第 8 番目の項目である。そこでは最後に陀娑婆羅が突然、「鉢が必要なら鉢を求めてもよいし、衣、葉が必要なら衣、葉を求めてもよい。しかし金銀銭を求めることは許されない。以上のことを学すべし」と語って会議をしめくくるのである。

これらの記述からみて、『摩訶僧祇律』は、第二結集の開催時期を、仏滅後さほど時間が経っていない時期に置いていることが分かる。他の律蔵よりも古く設定しているのである。これはおそらく、『摩訶僧祇律』が結集の内容を、新たな律蔵の編纂に変更したことと関連するであろう。パーリ律などのように、「十事をめぐって仏教世界に諍いが起こり、その問題に決着をつけるために第二結集が開催された」というのなら、その開催時期が仏滅からどれほど遅れていても問題はない。むしろ、仏滅後すぐに起こったのでは、仏陀の権威を損ねることになるであろう。しかしこれが、二回目の律の編纂ということになると事情が違ってくる。その二回目の編纂会議で作られたのが『摩訶僧祇律』なのであるから、その作成時期は仏滅および第一結集にできるだけ近いものでないと困る。ずっと後になってから作られたということになると、『摩訶僧祇律』はその第二回目の結集の結果成立した律である」と主張した場合、『摩訶僧祇律』の権威が低下してしまうからである。したがって、ここで推定しているように、パーリ律などの五本の広律の第二結集記事がオリジナルで、それを『摩訶僧祇律』が改変したとすれば、その改変の一部として、第二結集の開催時期が、「およそ仏滅後 100 年」から「仏滅よりさほど隔たっていない頃」に変更されるのは自然なことなのである。

以上、パーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部毘奈耶雜事』の五本の律における第二結集記事をオリジナルと想定し、それを『摩訶僧祇律』が改変したと仮定した場合の、あるべき改変過程を説明した。『摩訶僧祇律』の伝持者が、「第一結集の後、さらにもう一度、律蔵は編纂されたのであり、それこそが『摩訶僧祇律』である」という主張を根拠づけるために第二結集記事を改変した、と想定した場合、その改変作業の自然な結果として、『摩訶僧祇律』では十事が言及されず、金銀受納の問題だけが現れるという事実、「『摩訶僧祇律』の第二結集記事の中に、第一結集記事における律蔵編纂の描写がそのまま転載されるという事実」、「『摩訶僧祇律』だけが、第二結集の開催時期を仏滅 100 年とせず、仏滅後間もない頃の出来事とする事実」が合理的に説明できるのである。

これに対してもしも『摩訶僧祇律』の伝持者が、「本来、第二結集の中で議論されていた十事を削除して、一事、つまり金銀受納の問題だけに議題を限定するよう、第二結集記事を書き換えたい」という意図で、改変を行ったと仮定したなら、こういった説明は困難となる。なぜならその場合は、単に十事のうちの九事を捨て去って、金銀受納の問題だけを残せば、それで簡単に改変は完了してしまうからである。すなわちその場合は、筋立ては次のようになる。

金銀受納の問題をめぐってヴェーサーリーの比丘たちとヤサが対立し、追い出されたヤサはインド各地から仲間を集めて会議を開催し、その会議の結果として、金銀受納は違法行為として禁じられた。

これだけで改変は完了である。したがって、現在の『摩訶僧祇律』に見られるような、「第二結集は新たな律の編纂作業であった」という内容にはなりようがない。パーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部毘奈耶雜事』の五本の律における第二結集記事が本来のかたちで、それを『摩訶僧祇律』が改変したと仮定した場合には、その改変意図は、「十事を削除して一事にしぼること」ではなく、「律蔵は第一結集と第二結集の二回の編纂によって成立したと主張すること」であるということが確定するのである。『摩訶僧祇律』に十事が現れず、金銀受納だけが言及されるのは、その改変の必然的結果なのであって、決して改変の原因ではない。つまりそれは、いかなる歴史的意味も持っていないのである。以上が、「パー

り律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部毘奈耶雜事』の五本の律における第二結集記事がオリジナルで、それを『摩訶僧祇律』が改変したと仮定した場合の結論である。

ここで注意しておかねばならないのは、このような改変作業によって『摩訶僧祇律』は大きな矛盾を一つ、抱え込むことになるという点である。ここでオリジナルと想定している、パーリ律などの五本の律蔵の第二結集記事では、十事が会議の争点であったが、その議論の内容は、ヴェーサーリーの比丘たちが行っていた十種の行為が律蔵に違反していないかどうかを確認するというものであった。律蔵との照らし合わせによる是非の確認である。ところが上記の改変作業により、『摩訶僧祇律』はその第二結集の内容を、「金銀受納を禁じることのできる新たな律蔵の編纂」に変えた。律蔵との照らし合わせではなく、新しいヴァージョンの律蔵を編纂することが議題となったのである。ここに矛盾の原因がある。それはこういうことである。

五本の律蔵の第二結集記事では、すでに定められている律の規則と照らし合わせることで事の是非を決定するというものになっているから、金銀受納についても、それが律の規則で始めから禁じられているという前提で話は進む。その部分をもう一度提示する。レーヴァタがサッバカーミーに是非を問う場面である。

○ 第 10 事

レーヴァタ：「金銀淨 (jātarūparajatam) は淨ですか」

サッバカーミー：「違法 (不淨) です」

レーヴァタ：「それはどこで禁じられたのですか」

サッバカーミー：「王舎城です。経分別にあります」

レーヴァタ：「何の罪を犯したのですか」

サッバカーミー：「金銀を受ける波逸提です」

レーヴァタ：「サンガの皆さんお聞きください。この第 10 項目は邪法邪律で、師の教えに背いています。ここに第 10 の籌 (salākā) を下します」

確かにここで言うとおりで、金銀受納は波羅提木叉の条文として禁じられている (パーリ律 Nissaggiyapācittiya 法第 18 条)。波羅提木叉の条文というものはブッダの直説として承認されているものであるから、「金銀受納の禁止はブッダによって定められた」ということを前提としてこの場面も書かれているのである。

ところが『摩訶僧祇律』はこれを、「金銀受納を禁じることのできる新たな律蔵の編纂」というテーマに変えた。「律蔵は第一結集と第二結集の二回の編纂作業で完成した」という主張を正当化するためには、本来の第二結集記事から十事に関する記述を排除せねばならなかったが、話の流れを保つために金銀受納という一事だけは残した、ということはずでに指摘した。したがって全体として、「金銀受納の問題で争いが生じ、その結果、金銀受納が禁じられるような新たな律蔵の編纂が必要になり、そのために第二結集が開催された」というストーリーに書き換えられたのである。そうすると、本来は仏説として波羅提木叉の中で禁じられていた金銀受納が、この、仏滅後に開催された第二結集で制定されたという、大きな矛盾が起こってくるのである。

そして実際、『摩訶僧祇律』はその矛盾を抱えたままで現存している。『摩訶僧祇律』の波羅提木叉にも、他の律同様、金銀受納を禁じる条文はある (尼薩耆波夜提法第 18 条)。それなの

に第二結集記事では、「第二結集で新たな律蔵が再編纂され、それによって金銀受納が禁じられた」と言っているのである。

大衆部は、「優波離が第一結集で編纂した律の波羅提木叉には遺漏があつて、金銀受納の禁止が抜けていたのを、第二結集において陀娑婆羅がそれを尼薩者波夜提法の第 18 条として新たに付加した」と考えているのではないかと、という疑問が起こるかもしれないが、その可能性は否定される。なぜなら、『摩訶僧祇律』は第一結集記事の中で、「優波離は 30 の尼薩者法を編纂した」と言っているからである（「時尊者優波離作是言。諸長老是九法序。何等九。一波羅夷。二僧伽婆尸沙。三二不定法。四三十尼薩者。五九十二波夜提。六四波羅提提舍尼。七衆學法。八七滅諍法。九法隨順法。」脚注34参照）。この 30 という数は、現存『摩訶僧祇律』の尼薩者の項目数であり、そこには金銀受納の禁止も含まれている。したがって大衆部の編纂者は、第一結集の段階ですでに律は完成したと認めている。それなのに、第二結集でもう一度律が編纂され、そこにおいて、すでに存在している金銀受納の禁止を再度規定したというのである。この矛盾は、パーリ律などの五本の律における第二結集のテーマを、『摩訶僧祇律』が別のテーマに改変したことで生じた矛盾である。

以上、パーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部毘奈耶雜事』の五本の律における第二結集記事が本来のかたちで、それを『摩訶僧祇律』が改変したと仮定した場合の変容過程を考察してみた。この仮定に基づけば、様々な問題点が、無理なく合理的に理解できることを示した。

では視点を逆にして、『摩訶僧祇律』の第二結集記事の方がオリジナルで、それを改変することによってパーリ律など五本の律蔵の第二結集記事がつけられたと仮定してみたなら、どうなるであろうか。その場合、『摩訶僧祇律』が言うような「第一結集と第二結集の二回の結集を経て律蔵は編纂された。その第二結集が開催されたきっかけは金銀受納の是非をめぐる論争であった」という伝承がもともとあり、それが後に改変されて、上座部の五本の広律が言うような、「律蔵も、経蔵と同じように第一結集で編纂された。そしてその後およそ 100 年して、十事の是非をめぐる論争が起こり、それを解決するための第二結集が開催された」という内容になったということになる。

しかし今、直前で指摘したように、『摩訶僧祇律』の第二結集記事には大きな矛盾が含まれており、その矛盾が生じた原因は、第二結集のテーマを「十事の是非の確認」から、「金銀受納の是非問題をきっかけに行われた、二回目の律蔵の編纂」へと改変したことにある。そうすると今の場合、『摩訶僧祇律』の方が古く、そこからパーリ律などの五本の律の結集記事が作られたと考えるのであるから、その『摩訶僧祇律』の結集記事に、改変による矛盾が含まれているのならば、『摩訶僧祇律』よりもさらに古い、改変の元になった（現存しない）オリジナルの結集記事が存在していたと想定せざるを得ない。しかもその（現存しない）オリジナルの結集記事を改変した結果、現在の『摩訶僧祇律』の結集記事が生み出され、その過程で上記の矛盾が含み込まれたと考えざるを得ないのであるから、その（現存しない）オリジナルの結集記事というのは、パーリ律などの五本の律蔵が語る、「十事の是非をめぐる会議としての第二結集記事」と同じ内容でなければならないはずである。つまりこうなる。

第一段階：（現存しない）オリジナルの結集記事：ここでは第二結集は、十事の是非を確定す

るための会議として描かれる。



第二段階：『摩訶僧祇律』の第二結集記事：十事のうちの九事を排除し金銀受納だけが残される。そして第一結集の記述がコピー・ペーストで引き写され、第二結集は「二回目の律蔵編纂作業」というかたち書き換えられる。その必然的結果として、仏説として波羅提木叉で規定されている条文が、仏滅後の第二結集で制定された、という矛盾を含み込むことになる。



第三段階：パーリ律などの五本の律蔵において、『摩訶僧祇律』の第二結集記事が書き換えられ、第一段階に戻される。

大変込み入ったプロセスになるが、可能性としては否定できないので、これもまた一つの仮説として提示しておく。私の個人的見解としては、『摩訶僧祇律』が、パーリ律も含めた上座部系のすべての律より古いということはどうも考えられないが、ともかく第二結集記事の範囲に限っては、このような可能性もあるということ指摘しておく。なお、注記すべきことは、ここで提示した二種類の仮説、つまり

- ①パーリ律などの五本の律の第二結集記事 → 『摩訶僧祇律』の第二結集記事
 ②(現存しない)オリジナルの結集記事 → 『摩訶僧祇律』の第二結集記事 → パーリ律などの五本の律の第二結集記事

のどちらにおいても、「第二結集は十事の是非をめぐって開催された」という主張が、『摩訶僧祇律』によって、「第二結集は、二回目の律蔵編纂会議として開催された」という主張に変更されたという事実は変わらないという点である。したがって、このあと本稿で展開する議論に関しては、どちらの仮説を採用しても結論に変わりはない。「パーリ律などの五本の律蔵の第二結集記事から『摩訶僧祇律』の第二結集記事がつけられた」といった文言には、実際は②の可能性も含まれているという点をご承知おき願いたい。

VI. 『摩訶僧祇律』の特殊性の意味

ここまでは律蔵中の第二結集記事だけを考察対象として論じてきた。その中で、『摩訶僧祇律』は他の律と違って、律蔵が二度編纂されたということを正当化しようという意図を持っていたことが明らかになった。すなわち、『摩訶僧祇律』を伝持していた大衆部のグループは、『摩訶僧祇律』が二度の編纂作業によってできた律蔵であることを知っており、それを第二結集記事によって正当化しようと考えて、記事を改変したということである。

では本当に、『摩訶僧祇律』は、他の律蔵とは違って、二度の編集作業によってできたものなのか。この点が次の重要な論点になってくるが、この疑問に対しては、実は私は、過去の研究によってすでに答を出している。2000年に発表した『インド仏教変移論、仏教はなぜ多様化したのか』という本の中で、『摩訶僧祇律』が、パーリ律などの古いタイプの律蔵を全面的に組み替えることによって作られた、新しい構造の律蔵であることを論証し、その組み替えの時期や過程についても詳細に論じた。想定される組み替えの時期はアショーカ王時代あるいは

その直後である。

この本の目的は、律蔵文献を主たる資料として、大乘仏教の根本的発生原因を解明することにあるが、その論考の一環として、『摩訶僧祇律』の特異性について詳しく調査する必要性が生じたため、一章を、その改変過程の解明にあてたのである⁶⁷⁾。

『摩訶僧祇律』は他の五本の律と比べて構造がきわめて特殊で、特に韃度部に関しては、その全体が、他の律蔵とは全く異なる構造になっているのであるが、その原因を調査し、それが「羯磨に関する規定だけを冒頭に集める」という作業を行った結果、全体の構造が旧来の律蔵と全く違ったものに変形した、という事実を明らかにした。『摩訶僧祇律』も本来は、パーリ律などの、他の五本の律蔵と同じ形の律蔵であったのだが、その改変作業によって全く別の構造を持つ律蔵へと再編集されたのである⁶⁸⁾。この本は、律蔵や有部阿毘達磨論書、パーリ語注釈文献などを資料として理論を組み立てたものであり、そこには本稿で取り上げた、第一および第二結集の情報は一切用いていない。その研究過程において明らかとなった、「『摩訶僧祇律』は、特定の目的のもとに、人為的に旧来の律蔵を再編集して作られた律蔵である」という事実が、その研究で用いることのなかった第一および第二結集記事という、別個の資料の考察によって本稿において再論証されたという点が重要である。

全く異なる資料を用いて、異なる方向性で行われた研究が、同じ一つの結論に収束するということは、その結論の妥当性を強く支持することになる。これは私にとって大変喜ばしい状況である。

私はこの10年間、「律蔵の解体的研究」に力を注いできた。律蔵文献を単一の仏典と見るのではなく、何百年もの間に次第に組み上げられてきた構築物と見る。そしてその構築物の構成要素を分析的に解明し、それらをバラバラに解体することで、原初の律蔵がどういった過程を経て現在形のものになったのかという、律蔵の成立の歴史を解明しようという試みである。

この「律蔵の解体的研究」を私は、幾つかの方向性に沿って同時並行的におこなってきたが、その一つが、律蔵にあらわれる諍事(アディカラナ, *adhikaraṇa*)という概念の歴史の変遷過程の解明である。この諍事という概念は、律蔵第二結集記事の中にも現れるので、それを調べるために今回は第二結集を集中的に調査した。それが思いがけず、このような仏教学の重要な問題に答を出すという結果に結びついた。しかもそれが、10年以上前に出版した『インド仏教変

⁶⁷⁾ 筆者(佐々木)は、1989年から1999年にわたり、“Buddhist Sects in the Aśoka Period”というタイトルで連続する八本の論文を英語で発表した(Sasaki 1989; Sasaki 1991; Sasaki 1992; Sasaki 1993; Sasaki 1994; Sasaki 1995; Sasaki 1996; Sasaki 1998; Sasaki 1998)。その後、これらの論文に、さらに補足的論考を2章分付加し、日本語で出版したのがSasaki 2000である。その後さらに、Sasaki 2000の仮説を発展させ、「部派仏教の成立と大乘仏教の発生は、同一現象の裏表であり、進行速度の違いから、別個の事件と考えられているにすぎない」という仮説を発表した。それがSasaki 2002である。これら一連の研究により、筆者は、部派仏教および大乘仏教の成立起源が、アショカ王時代に仏教サンガの中で行われた律蔵の規則変更にあるという説を提示した。説の大枠は十本の英語論文でも理解可能であるが、それらは精密な論証にはなっておらず、また筆者の英語力の未熟さにより、不明確な点も多々存在する。論証の全体を正確に理解するには、Sasaki 2000およびSasaki 2002の参照が必要である。なお、Sasaki 2000は、李慈郎により韓国語に翻訳され出版されている(ISBN 978-89-7801-188-4)。

⁶⁸⁾ 『摩訶僧祇律』が二回の編纂作業を経て成立したからといって、『摩訶僧祇律』が六本の広律のなかで最も新しく成立したということにはならないという点にはくれぐれも留意していただきたい。現存形ができた最終的な編纂時期の新しさで言うなら、おそらく『摩訶僧祇律』よりも「根本説一切有部律」の方がはるかに新しいであろう。ここで言っているのは、『摩訶僧祇律』だけは、本来の律の構造を根本的に組み替えてしまう、非常に大きな改変作業を経て成立した、という事実だけである。その改変作業の時期については私は、『インド仏教変遷論』の中で、アショカ王時代あるいはそこから幾分後、という説を提示している。

移論』の結論と密接に結びついたことは驚きである。

第二結集が諍事の内容の歴史の変遷とどう関連するかという、本来の研究テーマについては、また別の論文で詳細に述べるつもりである。ともかく、様々な方面から別個に探求してきたその結果が、年を経て、次第に関連づけられてくる現在の状況は、私にとって大変エキサイティングなものである。今後もこの方向性に沿って、律蔵の本質を解明するための努力を継続していきたいと思っている。

VII. 結論

律蔵の第二結集記事は、パーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部毘奈耶雜事』の五本の律における、十事をめぐる諍事 (adhikaraṇa) の話がオリジナルである。それはおそらく、部派の分裂とは無関係の事件で、その歴史的背景に関して現時点では詳細不明である。『摩訶僧祇律』も本来は、他の律蔵と同じ構造の律蔵であったが、後代、犍度部を中心に『摩訶僧祇律』全体において大幅な構造改変が行われ、その結果、他の上座部系の律蔵とは全く異なる律蔵へと変容した。

『摩訶僧祇律』の伝持者である大衆部の者たちは、この改変を正当化するために、第二結集記事を書き換え、「律蔵は第一結集と第二結集の、二回の正統な編纂会議によって編纂されたのであり、それが現在の『摩訶僧祇律』である」という主張の根拠とした。これによって『摩訶僧祇律』の正統性を裏付けようとしたのである。

『摩訶僧祇律』に十事が現れず、「金銀受納」の一事のみが言及されるのは、この改変作業の自然な結果であり、「金銀受納」だけがなんらかの特別な意味を持つわけではない。したがって、十事と一事の違いを歴史的側面から考察しても意味はないし、むしろ考察対象に含めることは有害でさえある。第二結集記事に関する『摩訶僧祇律』の特殊性を考える場合重要なのは、十事と一事の違いではなく、『摩訶僧祇律』だけが、「律蔵は二回の結集を経て完成した」と主張している点なのである。

今後、第二結集記事を歴史資料として用いる場合は、以上の状況を認識したうえで仮説を構築していく必要がある⁽³⁹⁾。

⁽³⁹⁾ 私の理論に従うなら、アショーカ王時代、まだ「部派」という概念は生まれていなかったが、別個の律蔵を保持する複数の前部派的グループは成立しており、それが現在の六本の広律の系統に繋がっている。したがって、『摩訶僧祇律』の伝持者が第二結集記事を書き換えた時点で、すでに部派の原形は成立していたことになるから、「上座部系の5本の律蔵の第二結集記事と、『摩訶僧祇律』の第二結集記事の内容の違いは、根本分裂に関連している」という推測は否定される。しかし、このようにして現れてきた新旧二種類の第二結集記事を、後の時代の人が見れば、真っ先に目につくのは「十事のあるなし」である。そこになにか特別な意味があるように見えてくる。そしてそれがきっかけとなって、「大衆部だけは十事の議決に反対して、他の上座部系部派と対立した」という伝承が作られたとしても不思議はない。その伝承が、『島史』などの史書に記録されて、現在の根本分裂伝承になったと考えることができるのではないか。あくまで推測であるが、筆者は現在、そういう仮説を持っている。ただし、だからといって、『婆沙論』などに見られる大天の五事をめぐる分裂記事や、あるいは『舍利弗阿毘曇論』にみられる律の規則拡大をめぐる分裂記事が妥当性を持つてくるわけでもない。最近では Nattier & Prebish 1977 をきっかけとして『舍利弗阿毘曇論』を重視する論調が目立つが、これはあくまで消去法の結果として今まで目立たなかった資料が目立ってきただけのことであって、決して他に抜きんでて勝れた歴史資料というわけではない。Lee Ja-rang 1998, Skilton 1994, 45-57.

略号表

D	Dīghanikāya, ed. T. W. Rhys Davids, J. E. Carpenter, PTS London 1890-1911
Dīp	Dīpavaṃsa, ed. and translated H. Oldenberg, London 1879
Mhv	Mahāvamsa, ed. W. Geiger, PTS London 1908
Sp	Samantapāsādikā (Vinaya-aṭṭhakathā), ed. J. Takakusu, M. Nagai, PTS London 1924-1947
T	Taishō shinsyū daizōkyō 大正新脩大藏經
Vin	Vinayaṭṭhaka, ed. H. Oldenberg, London 1879-1883

文献表

- Akanuma Chizen 赤沼智善. 1931. *Indo bukkuyō koyūmeishi jiten* 印度佛教固有名詞辞典. Nagoya: Hajinkaku shobō 破塵閣書房.
- Bureau, André. 1955. *Les premiers conciles bouddhiques*: Paris.
- Demieville, Paul. 1951. 'A propos du concile de Vaiśālī'. *T'oung Pao* 40: 239-296.
- Frauwallner, Erich. 1956. *The Earliest Vinaya and the Beginnings of Buddhist Literature*. Roma: Is. M. E. O.
- Hirakawa Akira 平川彰. 1953. 'Genshibukkyō kyōdan ni okeru saiban soshiki 原始佛教教團における裁判組織'. *Kodai gaku* 古代学 2 no. 1: 1-19.
- Hirakawa Akira 平川彰. 1960. *Ritsuzō no kenkyū* 律藏の研究 (*A Study of the Vinaya-ṭṭhaka*). Tokyo: Sanki-bō busshorin 山喜房佛書林.
- Hofinger, M. 1946. *Étude sur le concile de Vaiśālī*. Louvain.
- Kanakura Enshō 金倉圓照. 1962. *Indo chūsei seishin shi, chū* 印度中世精神史 中. Tokyo: Iwanami Shoten 岩波書店.
- Katayama Ichirō 片山一良. 1990. 'Jūji (dasa vatthūni) ni tsuite 十事 (dasa vatthūni) について (On 'dasa vatthūni')'. *Pārigaku bukkuyōbunka gaku* パーリ学仏教文化学 (*Journal of Pali and Buddhist Studies*) 3: 15-40.
- Lamotte, Étienne. 1958. *Histoire du Bouddhisme Indien, des origines à l'ère Śāka*. Louvain: Bibliothèque du Muséon.
- Lee Ja-rang 李慈郎. 1998. 'Konpon bunretsu no gen-in ni kansuru ichikōsatsu 根本分裂の原因に関する一考察 (A Reconsideration of the Cause of the Initial Schism in Buddhist Monasteries)'. *Indotetsugaku bukkuyōgaku kenkyū* インド哲学仏教学研究 (*Studies in Indian Philosophy and Buddhism*) 4: 18-101.

- Malalasekera, G. P. 1974. *Dictionary of Pāli Proper Names*. 2 vols. London: Pali Text Society.
- Nattier, Jan & Prebish, Charles. 1977. 'Mahāsāṃghika Origins: the Beginnings of Buddhist Sectarianism'. *History of Religions* 16 no. 3: 237-272.
- Nishimoto Ryūzan 西本龍山. 1931. *Kokuyaku issai kyō indo senjyutsubu, ritsu bu 10* 國譯一切經印度撰述部 律部十. Tokyo: Daitō shuppan sha 大東出版社.
- Nolot, Édith. 1996. 'Studies in Vinaya technical terms I -III'. *Journal of the Pali Text Society* XXII: 73-150.
- Satō Mitsuo 佐藤密雄. 1963. *Genshi bukkō kyōdan no kenkyū* 原始仏教教団の研究 (A Study of the Early Buddhist Order in the Vinaya Piṭaka). Tokyo: Sanki-bō busshorin 山喜房佛書林.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1989. 'Buddhist Sects in the Aśoka Period (1) -The Meaning of the Schism Edict-'. *Bukkyō Kenkyū* 仏教研究 (*Buddhist Studies*) 18: 181-202.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1991. 'Ritsuzō ni arawareru arakan no rosei 律藏にあらわれる「阿羅漢の漏精」 ('Emission of Impurity in the Arhat' in the Vinaya Texts)'. *Hanazono daigaku kenkyū kiyō* 花園大学研究紀要 (*The Annual Report of Hanazono College*) 23: 1-20.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1992. 'Buddhist Sects in the Aśoka Period (2) -Saṃghabheda (1)-'. *Bukkyō Kenkyū* 仏教研究 (*Buddhist Studies*) 21: 157-176.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1993. 'Buddhist Sects in the Aśoka Period (3) -Saṃghabheda (2)-'. *Bukkyō Kenkyū* 仏教研究 (*Buddhist Studies*) 22: 167-199.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1994. 'Buddhist Sects in the Aśoka Period (4) -The Structure of the Mahāsāṃghika Vinaya-'. *Bukkyō Kenkyū* 仏教研究 (*Buddhist Studies*) 23: 55-100.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1995. 'Buddhist Sects in the Aśoka Period (5) -Presenting a Hypothesis-'. *Bukkyō Kenkyū* 仏教研究 (*Buddhist Studies*) 24: 165-225.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1996. 'Buddhist Sects in the Aśoka Period (6) -The *Dīpavaṃsa*-'. *Bukkyō Kenkyū* 仏教研究 (*Buddhist Studies*) 25: 29-63.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1998. 'Buddhist Sects in the Aśoka Period (7) -The *Vibhāṣā* and *Śāriputrapariprcchā*-'. *Bukkyō Kenkyū* 仏教研究 (*Buddhist Studies*) 27: 1-55.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 1998. 'Buddhist Sects in the Aśoka Period (8) -Supplementary Argument-'. *Bukkyō Kenkyū* 仏教研究 (*Buddhist Studies*) 28: 1-10.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2000. *Indo bukkō hen-i ron, naze bukkō wa tayōka shitanoka* インド仏教変移論 なぜ仏教は多様化したのか (*The Transformations of Indian Buddhism*):

Why Has Buddhism Become so Diversified?). Tokyo: Daizō shuppan 大蔵出版.

- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2002. 'Buhabukkyō no gainen ni kansuru isasaka kimyōna teigen 部派仏教の概念に関するいささか奇妙な提言 (Presentation of a Slightly Odd Conception of Sectarian Buddhism)'. *Sakurabe Hajime hakase kijyu kinen ronshū, shokibukkyō kara abidaruma e* 櫻部建博士喜寿記念論集, 初期仏教からアピダルマへ (*Early Buddhism and Abhidharma Thought, In Honor of Doctor Hajime Sakurabe on His Seventy-seventh Birthday*). Kyoto: Heirakuji Shoten 平楽寺書店: 57-71.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2007. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, ichi 律蔵の中のアディカラナ 1 (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 1*)'. *Bukkyō Kenkyū* 佛教研究 (*Buddhist Studies*) 35: 135-193.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2008. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, ni 律蔵の中のアディカラナ 2 (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 2*)'. *Bukkyō Kenkyū* 佛教研究 (*Buddhist Studies*) 36: 135-166.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2009a. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, san 律蔵の中のアディカラナ 3 (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 3*)'. *Bukkyō Kenkyū* 佛教研究 (*Buddhist Studies*) 37: 141-189.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2010. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, yon no ichi 律蔵の中のアディカラナ 4-(1) (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 4-(1)*)'. *Bukkyō Kenkyū* 佛教研究 (*Buddhist Studies*) 38: 163-190.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2011. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, yon no ni 律蔵の中のアディカラナ 4-(2) (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 4-(2)*)'. *Bukkyō Kenkyū* 佛教研究 (*Buddhist Studies*) 39: 127-154.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2012. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, go 律蔵の中のアディカラナ 5 (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 5*)'. *Bukkyō Kenkyū* 佛教研究 (*Buddhist Studies*) 40: 161-181.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2013a. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, roku 律蔵の中のアディカラナ 6 (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 6*)'. *Fukuhara Ryūzen sensei koki kinen ronshū, buppōsō ronshū* 福原隆善先生古稀記念論集仏法僧論集 (*Essays on the Buddha, the Dharma and the Saṃgha, In Honor of Professor Fukuhara Ryūzen on His Seventy Birthday*). Tokyo: Sanki-bō busshorin 山喜房佛書林: 1-22 (from back).
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2013b. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, vivādamūla 律蔵の中のアディカラナ vivādamūla (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts, Vivādamūla*)'. *Indogaku bukkyōgaku kenkyū* 印度學佛教學研究 (*Journal of Indian and Buddhist Studies*) 62 no. 1: 191-198 (from back). (この論文は、「律蔵の中のアディカラナ」シリーズの第8番目にあたる。)

- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2014. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, shichi 律藏の中のアディカラナ 7 (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 7*)'. *Zengaku kenkyū 禪學研究 (Studies in Zen Buddhism)* 92: 1-21 (from back).
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2015. 'Ritsuzō no naka no adhikarana, kyū 律藏の中のアディカラナ 9 (*Adhikaraṇa in the Vinaya Texts 9*)'. *Hanazono daigaku bungakubu kenkyū kiyō 花園大学文学部研究紀要 (Annual Journal, Faculty of Letters, Hanazono University)* 46: 35-61.
- Sasaki Shizuka & Yamagiwa Nobuyuki 佐々木閑 & 山極伸之. 2006. 'A Vinaya Fragment on the Qualifications of a Vinayadhara'. In *Manuscripts in the Schøyen Collection, Buddhist Manuscripts, Volume III*, ed. Jens Braarvig, Paul Harrison, Jens-Uwe Hartmann, Kazunobu Matsuda, Lore Sander, 189-193. Oslo: Hermes Publishing.
- Skilton, Andrew. 1994. *A Concise History of Buddhism*. Surrey: Walnut Tree House.
- Tsukamoto Keishō 塚本啓祥. 1980. *Kaitei zōho, shoki bukyō kyōdanshi no kenkyū 改訂増補初期佛教教團史の研究 (A History of the Early Buddhist Order, a Historical Study on the Formation of the Indian Buddhist Schools)*. Tokyo: Sanki-bō busshorin 山喜房佛書林.
- Upasak, C. S. 1975. *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms*. Varanasi: Bharati Prakashan.
- Yamagiwa Nobuyuki. 2003. 'Ritsuzō kankei shahon kenkyū no genjō 律藏関係写本研究の現状 (Recent Studies on Vinaya Manuscripts)'. *Indogaku bukyōgaku kenkyū 印度學佛教學研究 (Journal of Indian and Buddhist Studies)* 52 no. 1: 156-162 (from back).
- Yao Fumi 八尾史. 2013. *Konpon setsu issai ubu ritsu yakuji 根本説一切有部律彙事*. Tokyo: Rengō shuppan 連合出版.
- Yuyama Akira. 1979. *Systematische Übersicht über die Buddhistische Sanskrit-Literatur*. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag.

付記：本稿は、北京大学李四龍氏主編『人文宗教研究』の次号（第七号）に中国語で発表する予定で作成した論文の日本語版である。近年は、同内容の論考を異なる言語で複数回発表した場合、業績としては一本分にしかカウントしないという風潮があるので、本稿もその規準でいえば「論文」ではなく、「論文翻訳」ということになる。本稿のタイトルは正確に言えば、佐々木閑訳「佐々木閑：第二結集記事における『摩訶僧祇律』の特殊性—なぜ十事が現れないのか—」である。もちろん後の引用者が、このような晦渋な表現を実際に用いる必要はないと考えるが、最近の決め事によればそうならざるを得ないので、念のために記しておく。

The Distinguishing Characteristics of the Mahāsāṃghika Vinaya in its Account of the Second Council: Why Do the Ten Points Not Appear?

Summary

The Vinaya, or Buddhist law, contains the account of an event that took place at a Buddhist Saṃgha after the Buddha's parinirvāṇa. This is an account of the First Council convened immediately after the death of the Buddha to compile the Sūtras and the Vinaya. The Second Council was convened around 100 years after the death of the Buddha. Accounts in the Vinaya relating to the Second Council differ in content, which has led to various arguments throughout Buddhist academic circles ever since. The most conflicting discrepancy is with respect to the Council agenda. According to the Pāli Vinaya and other Vinayas of Sthavira Sects, the Second Council was convened to discuss the rights and wrongs of ten regulations, whereas the Mahāsāṃghika Vinaya alone states that the agenda of the Second Council was to discuss only one regulation, i.e., whether the Council should be permitted to receive money, and to take the opportunity to compile a new Vinaya.

While many researchers have hypothesized on the cause of this discrepancy between the Vinayas of Sthavira Sects and the Mahāsāṃghika Vinaya, there has been no definite answer to date. This paper examines each Vinaya's account of the Second Council in detail in order to ascertain the cause of this mystery.

The discrepancy between the Vinayas of Sthavira Sects and the Mahāsāṃghika Vinaya is because of the fact that the compilers of the Mahāsāṃghika Vinaya based their position on the assertion that "the Vinaya was compiled at the Second Council, thus resulting in the Mahāsāṃghika Vinaya." They altered the original account stating that the Second Council discussed all the ten points and changed the content to say that "the Second Council was convened to discuss the point on the propriety of receiving money, namely, the tenth of the ten points, and the Vinaya was thus compiled for the second time." The issue of the propriety of receiving money remained in the account solely because of literary manipulation to preserve continuity in the story and bears no historical significance whatsoever.

Therefore, there is actually no point in claiming that "the Mahāsāṃghika Vinaya is the legitimate Vinaya completed at the Second Council" or even undertaking a historic examination of whether the Council's agenda was to discuss the ten points or just one point (receiving money).

This paper also asks the question of why the compilers of the Mahāsāṃghika Vinaya found it necessary to claim that the Mahāsāṃghika Vinaya was completed as a result of the Second Council. This question inevitably came about as a result of a previous study published by an author on saṃghabheda, or institutional schisms in Buddhism. Originally, the Mahāsāṃghika Vinaya was structured similarly to the Pāli Vinaya and other Vinayas of Sthavira Sects. However, in the later iterations, it was recompiled into a differently-structured Vinaya through large-scale, artificial structural modifications. In order to uphold the authority of the Mahāsāṃghika Vinaya,

the compilers had to claim that “the compilation of the Vinaya was completed in two stages by the First Council and the Second Council.”

<キーワード> 結集, 律蔵, 摩訶僧祇律, 部派, 根本分裂, 十事

(本稿は 2015 年度, 科学研究費基盤研究 (C)24520057 の研究成果である)